

## 復祿請願運動にみる旧幕臣の身分をめぐる諸問題

Issues Concerning the Status of Former Shogunate Retainers Shown in the Petition Campaign for their Welfare

HIGUCHI Takehiko

樋口雄彦

はじめに

並外れた規模の大名というより、全国統治を行った中央政府だった徳川幕府・徳川家は、歴大かつ複雑な行政機構を構成する家臣団を抱えていた。その複雑さのため、彼ら旧幕臣が幕府瓦解・維新後に見せた歩みも極めて多種多様なものとなった。そして、静岡移封への随従と家臣団からの切り離し（朝臣化・帰農商の奨励）という戊辰時の徳川家がとつた行動のみならず、その後実施された全国諸藩や全士族を対象とした禄制改革や秩禄処分などが重層的に彼らに降りかかることとなり、短い期間で大きな変化を迫られたのである。そのため身分や家禄をめぐり、少なからぬ混乱が生じたといえる。

武士の解体をめぐる混乱は後々まで尾を引き、身分の回復や給付金の追加を求める士族たち（あるいは士族となれなかった者たち）の運動が全国的に続いた。そして、明治三〇年（一八九七）に制定された家禄賞典禄処分法により、それまで抑圧されていた欲望が一举に噴出したかの

ように復祿請願運動が高揚した。

武士という旧支配層が有した身分上・経済上の特権の最終的な解消を目的とした秩禄処分の複雑な経緯と、それにもない発生した錯誤や不公平を是正するための家禄賞典禄処分法の成立過程については先学の研究成果がある。<sup>①</sup> 本稿はその大枠に学び、旧幕臣・旧幕府関係者の復祿問題に対象をしばって、同法に誘発された運動の具体相とともに請願書に表れた彼らの維新前の身分にまつわる意識と実態にまでさかのぼりつつ、考察してみたい。小論は旧幕臣による復祿請願運動について総体的に見通したものとなるはずである。

## 一 つまびらかに請願者

復祿請願運動を行った旧幕臣・旧幕府関係者には多様な背景を持つさまざまな出自の者が存在した。まずは筆者が仮に分類してみた、1 静岡藩士、2 朝臣になった者、3 帰農・帰商者、4 抗戦後の降伏人、5 遠国の与力・同心、6 小揚者・製塩方など、7 御用達・職人・能役者など、

8 地役人・御林守・足軽など、9その他、という類型毎に事例を紹介しながら、全体像を概観してみたい。

## 1 静岡藩士

元静岡藩士による復禄請願の数はきわめて多い。すべてを取り上げることではできないので、ややアトランダムではあるが具体例を示せば以下のようなものである。

「旧静岡藩小菅齋世雄」は、先代が一五〇〇石を領した旗本であり、維新後は静岡に移住し、一四石四斗の永世禄を給され、それにもとづき金禄公債処分を受けた。明治二年（一八六九）一二月の禄制改革の布告によれば、元高に対し九〇石の給与を受けるべきだったのであり、その不足分を請求するという請願を提出した。しかし、静岡藩士である小菅は同藩が明治二年八月に改定した禄制が適用されたのであり、「明治二年十二月二日ノ布告ハ中下太夫士以下ノ禄制ニシテ各藩士族卒ニ適用スヘキモノニアラス」として、その請願は受け入れられなかった。<sup>2</sup>小菅は、朝臣に適用された禄制と静岡藩士のそれとを混同していたのである。

「旧静岡藩井上庄九郎」は、先代が「旧幕府ノ臣」であり、維新後静岡に移住し家禄一〇石八斗を給された。明治二年に開墾のため「遠州金谷村牧之原」に転居したが、翌年三月に脱走したため、「脱走ノ者ハ収禄家名断絶」するとの頭役中條金之助の口達にもとづき、家禄を没収された。これは「藩庁ノ専断ニ出タルモノ」であり、明治四年（一八七一）五月二八日発布の布告以前に逃亡した者に対し、その布告を適用した「違法ノ処分」であり、家禄全部の給与を請願した。しかし、請求人の先代は四年五月の布告から五〇日を経過しても脱走から復帰しなかったため、収禄は適法であったとされ、請願は撥ねられた。<sup>3</sup>

明治三二年（一八九八）一〇月時点で宇都宮市に住んでいた「栃木県（旧静岡藩）伊庭秀」は「家禄奉還金追給之義ニ付請願」を大蔵大臣

に提出した。明治六年（一八七三）一二月の太政官布告第四二五号にもとづき翌年家禄奉還を行ったものの、九年（一八七六）八月に出された太政官布告第一〇八号すなわち金禄公債証書発行条例では「拾壹年乃至拾四年分」を賜るはずであったことがわかり、先の家禄奉還では「僅カニ六ヶ年分」をもらったにすぎないため、その不足分を欲しいとの内容だった。しかし、「静岡県士族金券調 式」(第一類 明治九年国債察之部 第八十冊ノ内ヨリ書抜)など大蔵省が保存する公文書には、請願人の父伊庭秀興(熊太郎)が静岡藩での家禄現米九石にもとづき「適法ノ処分」を受けたことが明記されており、請願は採用すべきでないとの決議された。<sup>4</sup>すでに家禄奉還によって現金・公債(秩禄公債)での一時金を支給された者が、重ねて金禄公債を支給されることなどありえなかったものであり、まして伊庭は家禄奉還をしていなかったらしい。伊庭秀興は静岡藩では沼津病院調役をつとめた人物だった。

「旧静岡藩福田重固」は、幕府時代には二〇俵二人扶持と終身禄七人扶持を給されていた。静岡藩での世扶持五人扶持、すなわち現米九石を明治七年（一八七四）に家禄奉還したが、元禄である二〇俵二人扶持と終身禄七人扶持に対しては給与を受けていないので不足分を求めるとの請願を出した。しかし、明治二年八月の静岡藩における最後の禄制において適法に処分されており、まして終身禄七人扶持というのは「幕府ニ於テ外国出張ノ廉ニ依リテ手当トシテ年々七人扶持ノ給与ヲ受ケタルモノニシテ是ハ幕府廃止ト共当然消滅ニ帰シタルモノ」であり、まったく不足分給与の根拠とはならないとの理由で請願は不採択となった。<sup>5</sup>福田は民部・工部・通信・内務の諸省を歴任した官僚となっており、法令にも精通していたはずであり、まして没落士族などではなかった。そのような人物でも自身の家禄については的外れな請願をしているのである。

「旧幕府布施邦久」は、文久三年（一八六三）五月軍艦組勳方に任じられ一〇人扶持を給され、慶応三年（一八六七）には三〇〇俵一人扶

持となった。その後、「富士川船橋掛渡等ニ従事」し、維新後は静岡で「海軍学校取締役」に任命され、藩士として役金・扶持米の給与を受けたが、「廃藩ノ際何等ノ達モナク自然廢禄」となってしまうため、三〇〇俵一三人扶持の復禄を願うとの請願を提出した。しかし、藩制施行後に家禄を有したことを証明する「証拠」を提供しなかったとの理由で、請願は認められなかった。<sup>(7)</sup>この復禄請願書に記された履歴から、布施邦久は、駿府勤番十兵衛の弟で、幕府海軍の軍艦組勤方としてオランダに派遣され、帰国後は製鉄所調役取締課主務や軍艦役並蒸気役一等となり、駿河府中藩・静岡藩では明治元年九月東幸のための富士川仮橋の設置担当をつとめたほか、清水港に設置予定だった海軍学校取締役を経て運送方取締役に転じたといった経歴を持つ布施鉉吉郎<sup>(8)</sup>と同一人物であることが判明した。彼が静岡藩士だったことは間違いないはずであるが、なぜか復禄請願書に証拠書類を添付できなかったのである。廃藩の際に自然に廢禄となってしまうというのも不思議である。

「旧静岡藩湯原いく」は、六人扶持給与の地方添役として駿東郡中山村（現御殿場市）に勤務した同藩士湯原民蔵の相続人だった。民蔵は明治二年七月に嗣子なく病死し、その姉妹には遺族として藩主から三人扶持が支給されたが、五年（一八七二）三月には「涙金」として二〇円が下され、その後は嘆願したものの扶持米が給与されることはなかった。時が流れ姉妹は他家に嫁いだのが、明治一二年（一八七九）には石村正道なる者に絶家だった湯原家を再興させたので、復禄を請うことにした。しかし、この請願に対しては、「請求スル家禄ハ当時絶家ト共ニ消滅ニ歸シタルモノ」だとして認められなかった。<sup>(9)</sup>

## 2 朝臣になった者

「旧幕府柘植正曜」は一五〇〇石を領した元旗本で、維新後は朝臣となり、明治元年「行政官附」として扶助米三〇〇俵を下賜されたが、明

治九年の金禄公債処分の際には三五石に対する公債証書を下付されたのみで、残高七五石分の下付がなかったため、その給付を求めるとの請願を出した。しかし、「適法ノ処分ヲ受ケタルモノ」として請願が認可されることはなかった。<sup>(10)</sup>元高一五〇〇石の柘植が三〇〇俵とされたのは、明治元年八月二二日の鎮将府達にもとづき新政府が扶助する旧幕臣に対し実施した、元高を八区分しての削禄（四〇石以下は従前通り）と知行取の蔵米取化によってであり、三〇〇石以下一〇〇石までが三〇〇俵（一〇五石）とされたのだった。また、二年二月の禄制改革では二一等級に区分され、三〇〇俵にあたる元高四〇〇石未満三〇〇石までは三五石に削減となった。<sup>(11)</sup>従って柘植が三五石の金禄公債を付与されたのに間違いはなく、七五石分が足りないとの主張は的外れだったのである。

「旧幕府六郷政寛」は六〇〇石を領した旗本だった人物であり、明治元年一二月に朝臣として行政官支配になった。二年（一八六九）一二月実施の禄制改革により家禄は五五石となった。廃藩置県後は二八石のみが給され、金禄公債処分もその数値で受けたが、差額二七石分について請求するとの請願が提出された。これも「適法ノ処分ヲ受ケタルモノ」として撥ねられている。<sup>(12)</sup>やはり、明治元年八月の削禄により六〇〇石は二〇〇俵とされ、翌年一二月の禄制改革では、さらにそれが二八石（元高三〇〇石未満二〇〇石までに該当）に削減されたのであり、その時点では旧幕時代の元高六〇〇石（改革後は五五石に該当）が当てはめられたわけではないからである。二七石が不足するとの見解は錯誤にすぎなかった。

## 3 帰農・帰商者

徳川家の駿河移封にあたり、その臣列から離れるとともに、武士身分をも捨て帰農・帰商した者がいた。しかし、後に士分でなくなったこと

を後悔し、静岡藩への帰参を願ひ出る者は少なくなかった。また、帰農・帰商には別のタイミングもあったはずである。そして後年に至り、経済的困窮などを背景に復籍や復禄を願ひ出る例が生じたようである。

「元駿州藩 長野県信濃国更級郡上山田村四百三十九番地 平民農前島七兵衛」は、一〇俵一人扶持の歩兵差図役下役から用人組となり、明治元年一〇月二四日に帰農したが、「生計之途無之」、「彷徨」したため、「藩制ノ発布ヲ聞知セスシテ経過」してしまった。よって復禄を請願するとのことだった。もちろん藩制施行後に家禄を有していなかったとして請願は認められなかった。<sup>(13)</sup>

また以下に紹介するのは、箱館戦争への参加とその敗戦・降伏後に帰商したという、少しタイミングの違う者の例である。

明治三一年四月三〇日付で大蔵大臣あてに請願書を提出した「東京府平民鈴木つや」は、「旧幕府士伝習歩兵差図役下役故鈴木始三郎妻」だった。鈴木始三郎（天保三年二月八日生、明治二三年一〇月二日没）の戊辰時における行動と帰商のいきさつは、以下のように記される。

明治元年四月十一日江戸城内大手前屯所伝習第一大隊へ附添ヒアリテ総野ヨリ織ヶ浜ニ至リ汽船大江丸ニ乗り組ミ十月廿一日北海道鷲ノ木へ上陸ノ上五稜郭ニ入り同二年四月十七日榎本謙次郎松平太郎等ト官陣へ行和議ヲ請ヒ翌十八日諸兵隊ト共ニ函館承名寺へ入り謹慎ス翌廿一日同港アラビヨン号ニ乗り青森ニ趣キ翌廿二日同地蓮花寺へ入り六月九日弘前城下最勝院ニ入り七月廿一日青森命光寺へ入り十月廿四日大坂艦ニ乗り函館弁天台場ニ至リ同三年四月十日同処ニ在テ朝廷取締局井口寛司ヨリ其方儀今般寛典ノ御沙汰ヲ以テ謹慎御免旧静岡藩へ御引渡可相成旨被申渡翌十二日徳川新三位殿ヨリ金七円拜領シ其際静岡藩士関口頼藻海老原庫太郎出張アリ左記之書面差上帰商相願ヒ同地大町壱丁目山崎屋東四郎方へ止宿可致旨申出タルヲ以テ刑法局出張員柴田弁一郎ヨリ同人召喚之上被引渡七月廿日

函館港ヨリ陽春艦ニ乗り廿四日武蔵品川港へ着□翌廿五日東京浅草区今戸町縁家□□□□□□ ※□は公開画像が不鮮明な箇所

(帰商願)

覚

私儀此度於函館帰商仕度此段奉願候以上

元ノマ、慶応三年四月十二日 歩兵差図役下役 鈴木始三郎

(印)

(引渡証)

覚

鈴木始三郎

右私へ御引渡相成請取申候以上

同年同月同日 函館大町壱丁目 山崎屋東四郎(印)

右の書類によれば、鈴木始三郎は赦免直後に函館で帰商し、平民籍になって東京に戻ったことがわかる。何の商売をして生計を立てたのかはわからない。夫の没後、未亡人が復禄を求めたのだったが、藩制施行時の有禄者でなかったことは明らかであり、請願は認められなかった。<sup>(14)</sup>

#### 4 抗戦後の降伏人

江戸開城後の戊辰戦争への参加、すなわち脱走・抗戦・降伏の経過やそのために生じた混乱を復禄請願の理由として挙げる者も少なくなかった。

明治三二年(一八九八)一〇月二八日、東京市芝区在住の「旧幕士」栗野忠雄が大蔵大臣あてに提出した「復禄請願書」によれば以下の通りである。彼は七〇俵五人扶持の徒士の家に生まれ、慶応二年(一八六六)からは海軍奉行組として五〇俵三人扶持を給されていた。戊辰時に脱走して箱館戦争に参加し、降伏後は福井藩に預けられ謹慎生活を送った。明治三年(一八七〇)三月に赦免され、そのまま「福井藩へ数学教授ト

シテ傭聘」された。ところが、「従前ヨリ旧幕府ノ士籍ニ御坐候故静岡藩士ノ儀ト愚信」していたため、廃藩後に敦賀県庁より注意されるまで家禄・編籍のことは失念していた。そこで静岡県庁に編籍を依頼したが、「禄高編籍ノ儀ハ出願期限経過ニ付採用不相成」との大蔵省指令が伝達され、やむを得ず民籍に編入された。その後、八年（一八七五）には東京に転居したが、今回の法律施行を受け復禄を希望することだった。しかし、藩制施行以後に家禄を有していなかったとして、彼の請願は却下された。<sup>15</sup> 栗野について静岡県側では、六年（一八七三）三月に復籍・復禄を認めたいと大蔵省に伺い出していたが、翌月同省から不認可の通達がなされたことがわかっている。<sup>16</sup>

明治三十年（一八九八）一〇月二六日、京都市在住の士族長野一郎は大蔵大臣あてに「家禄奉還ノ際資本金御給与未済額御下附願」を提出した。その他の書類などによれば、一郎の亡父長野種道（銓三郎）は、慶喜が將軍に就任した際に一橋家家臣から幕臣となり、歩兵差図役下役並をつとめ、慶応四年二月には彰義隊に加わり、五月の上野戦争にも参加した。その後、謹慎処分が一月に許され、三等勤番組となり、明治二年一〇月「沼津勤番組々頭世話役介」に任じられ、三年二月二日には「開墾方附属」に転じ、四年一〇月一日には「横須賀勤番組々頭支配」、浜松県貫属となった。旧幕時代の家禄一〇石二人扶持は、静岡藩において一石二人扶持を削減され、九石とされた。よってその差額を支給してほしいという請願だった。しかし、浜松県側の書類によれば、長野が給された世扶持五人扶持は旧禄一〇〇俵以下二〇俵までの者に該当するものであり、静岡藩が「最後ニ定メタル禄制」に依拠して適法なものであるとされ、請願は不採用となった。<sup>17</sup> 長野種道（銓三郎）の履歴は、明治二年時点での明細短冊<sup>18</sup>からも裏付けられる。どうやら一郎は、父種道が彰義隊に加わり謹慎処分を受けたために家禄を削減されたものと勘違いしていたようだ。

「旧幕府塩谷敏郎」は、八〇俵五人扶持を給されて歩兵差図役をつとめた先代が、脱走して奥羽を転戦、降伏後は静岡藩に引き渡され田中城で謹慎生活を送ったすえ、明治二年に赦免、秩禄については追って達すべき旨とされ、「藩印」を付与された。ところが廃藩置県になっても何ら沙汰がなく、そのままになってしまったため、「復族禄」を請願したという。<sup>19</sup> この敏郎の父、同名の敏郎はもともと伊豆国田方郡肥田村（現静岡県田方郡函南町）の百姓であり、兵賦に応じて幕府陸軍の兵卒となり、やがて下士官に進み、慶応三年正月に「御抱入」となった。正確な階級は歩兵差図役下役である。同志とともに竜興隊を結成し、大鳥圭介率いる脱走軍に加わり、関東・奥羽を転戦し、会津で降伏している。田中城での謹慎が解けた後は、静岡藩に属することなく、自らの意志で郷里に帰り、もとの農民にもどったようであり、明治十一年（一八七八）に没している。<sup>20</sup> 従って、静岡藩で家禄を有したはずはなく、当然ながらこの請願が容れられることはなかった。

## 5 遠国の与力・同心

幕臣には江戸に居住・勤務した者のみならず、遠国奉行などの配下に属し、現地で採用され代々にわたり現地で勤務した与力・同心などが全国に散在していた。維新後、彼らの多くはそのまま新政府に横滑りし朝臣になっているので、先述した「2 朝臣になった者」に含めてもよいのであるが、あえて別項を立てた。彼らの中からは、何らかの不利益を被ったとして後年に至り復禄を請願する者が出た。

「元堺町奉行組与力同心小谷力蔵外二十名」は、先代が幕府の堺奉行配下の与力・同心であり、維新後は堺県貫属として朝臣となり、元与力は五人扶持、元同心は三人扶持を給与された。明治三年（一八七〇）一月二〇日の布達により、帰農商する者には「生産本資」として元与力に三〇〇両、元同心に二〇〇両が下付された。この時の「生産本資」

は一時手当にすぎないものであり、改めて二年二月布告の禄制にもとづく復禄を請求するというのが彼らの請願だった。しかし、彼らは「任意帰農商ニ依リ相当ノ処分ヲ受ケタル者」であり、二年二月布告の禄制を適用すべき対象ではないとされた。<sup>21)</sup>

「元大阪土着与力同心佐治公雄外二百十名」は、本人またはその先代が大坂在勤の与力・同心で、明治二年二月には大阪府貫属となり、三年八月元与力に三人扶持、元同心に二人扶持が支給された。四年（一八七二）、「有司ノ勸諭」により農商に帰し、三〇〇両または二〇〇両の手当を受けたが、これは「一時ノ救助ニシテ家禄トシテ給与セラレタルモノニアラス」として、二年二月布告の禄制にもとづく給与を請求した。しかし、政府側の判断は「当時宛行ハレタル扶助米ヲ現石ニ引直シ家禄トシテ給与セラレ而シテ更ニ任意帰農商ニ依リ相当ノ処分ヲ受ケタルモノ」であるとして、請求は棄却された。<sup>22)</sup>

他にも同様の事例は、「京都府元同心細井幸治郎」、「旧京都所司代組荒木卓爾（同心）」、「旧幕府関根一郷外六十四名」（大坂在住の与力・同心）、「旧幕府土屋吉郎」（長崎奉行組同心）、「旧長崎奉行附野間安親」（書記役・上番）、「旧幕府新潟奉行支配下小宮山信好」、「旧佐渡奉行付三国久敬外三十七名」（佐渡土着の士）といった具合である。<sup>23)</sup> 佐渡奉行配下の三国久敬らは、与力・同心よりも低い身分の者だった可能性もあり、むしろ後述する地役人に含めてもよかつたかもしれない。

他に遠国勤務の旧幕臣としては、「旧幕府荻島保造」（兄が甲府勤番組同心）、「旧幕府福島為則外一名」（甲府勤番組）、「旧幕府葛木盛善外四名」（甲府勤番）、「旧幕府花形勝則外一名」（同前）、「旧幕府東儀勝雄」（同前）、「旧幕府渡辺謙吉外一名」（同前）、「旧幕府守屋道」（同前）、「旧幕府齋田齋英」（同前）、「旧幕府湯原直平外参名」（先代が甲府勤番組）、「旧幕府中津道五郎」（甲府勤番）、「旧幕府北条氏光外参名」（先代が甲府勤番）、「旧幕府飯野忠政」（甲府勤番組）、「旧幕府塙兵三郎外参名」（甲府

勤番）といった具合に元甲府勤番の者たちによる復禄請願が多い。<sup>24)</sup> 箱館奉行配下の与力・同心たちについても請願数が多いが、それについては別の史料にも依拠しつつまとめ論じてみたいので、後述の「二請願運動の具体例」のところで触れたい。

なお、八王子千人同心については、その復禄請願運動について言及した先行研究がある。<sup>25)</sup>

## 6 小揚者・製塩方など

幕府時代には同じ身分だったにもかかわらず、維新時の去就、すなわち静岡藩に属したか新政府に属したかの違いによって、士族に編入され家禄を支給された者とそうではない者との二分されてしまったという矛盾が生じた。小揚者という、もともと幕府内でも低い身分だったからこそ発生した問題だった。

明治三八年（一九〇五）、東京市浅草区栄久町二五番地平民吉岡治利他三〇名から大蔵大臣あてに提出された「復禄願」<sup>26)</sup>には、幕府が設置した江戸浅草の「米廩」で「貢米ノ検査出納」に従事していた小揚役（小揚者）について、定員が二四四人、一人半扶持・金三両の家禄を受け「士列」に加えられるっており、小揚頭・小揚小頭・平小揚の階級があったことなどが説明された後、「大政維新」の際には「百九十六名ハ徳川氏ノ駿遠二州へ移封ト共ニ之ニ随從シテ静岡表ニ移住シ他ノ四十八名ハ時ノ新政府ニ仕ヒ直ニ会計官ニ隸属シ依然其職ヲ守リ其俸禄ヲ給与セラレタルモノ」であり、私たちはその四八名の本人もしくは継承者であるとする。自分たちは、新政府への「忠順」と徳川家への「報復」（報恩）を理由として「懇諭」された結果、蔵奉行花田武兵衛・同見習花田泉三郎の手を経て朝臣になった次第である。しかし、小揚役が「三代相恩ノ者ニシテ家禄世襲タリシ事」は間違いないにもかかわらず、明治二年（一八六九）九月には加俸され三人扶持・金三両となったものの、四年（一八七二）

一二月、大蔵省の通達により平民籍に編入されてしまい、士族に列せられた静岡移住者たちとの間で著しい不平等が生じた。同じ身分だった静岡移住者が「スル恩典ニ浴セルコト」は当時知らなかったため、自分たちは明治六年（一八七三）三月まで耐え忍んで勤務を続けた。そして、明治三〇年法律第五十号を受け、今回は是非とも復禄によってその誤謬を正してほしいとする。この請願は撥ねられた。

幕府の米蔵で小揚の仕事に従事する者は大坂にもいた。「旧幕府渋谷史春外二十七名」は、土着した先祖が寛文五年（一六六五）から大坂で「御蔵小揚ケ」を勤め、慶応三年まで「永世禄」を給されていたことを理由に、「先導兵」に組織され禄が支給されなくなった明治三年から九年までの分の扶持米・給金の補償を求めている<sup>27</sup>。

なお、同じ静岡藩に属した元小揚者であっても、廃藩後に違いが生じた例があった。明治三六年（一九〇三）の請願において、「旧静岡藩藤城亀十郎外二十三名総代高橋休五郎」は、以下のように述べる<sup>28</sup>。私たちは「旧幕府ノ時浅草貢米取扱ノ者」（小揚者）であり、明治元年に静岡に移住し、三年（一八七〇）には遠州で製塩方として「製塩ニ従事」することになり、廃藩置県後に浜松県の貫属となった。しかし、五年（一八七二）二月、製塩方が廃止された際、帰籍すべき旨を説諭されたため、一二七名のうち四二名が、一戸一七円ずつ、家族一名につき七円の旅費を支給され帰籍するに至った。説諭に従わず浜松県に残留した者は、家禄五石四斗をもらい士族に編入され、金禄公債処分を受けたのに対し、私たちには何ら補償がない。帰籍時にもらったのは一時手当にすぎず、「単ニ帰籍シタルノ廉ヲ以テ収禄セラルヘキ理由」はないのであり、帰籍イコール家禄奉還とみなすのは浜松県庁の誤謬である、よって復禄を請求するといったものだった。この請願は、帰籍時に相当の手当金が支給されていることに加え、そもそも「帰籍ヲ願ヒ士族卒ノ籍ヲ去ルトキハ其家禄ハ之レニ随テ消滅スルハ全国一般家禄ノ通法」であり、浜松

県の処分に誤謬はないと結論された<sup>29</sup>。

## 7 御用達・職人・能役者など

御用達・職人・能役者など、本来は武士身分ではなかったにもかかわらず、江戸で幕府に奉仕し扶持を給されていたことなどから、維新後も徳川家に随い東京から駿遠に移住した者がいた。一度は静岡藩に属した彼らも、その後の身分・処遇は大きく変わり、復禄請願運動につながった。また、東京残留者と駿河移住者との間でも差異が生じ、復禄請願の原因となった。

まずは、静岡藩軍事掛に属し、沼津兵学校関係の仕事に従事した興味深い人物に関わるものである。大蔵省側のまとめ方では以下のように記される。

旧幕府渡辺文次郎請求ノ要旨ハ請求人ノ先代ハ文久年中旧幕府陸軍用達ヲ命セラレ五人扶持ヲ下附セラル明治元年三月砲兵頭支配器械製造場職人ニ命セラレ苗字帯刀ヲ免サル同二年五月生育方附職方ヲ命セラレ式人扶持参拾両ニ増給セラレ同三年三月更ニ参人扶持月壹両式分ニ増給セラレタルニ藩制施行ノ混雑ニ際シ該給禄ハ其俣消滅ニ帰シタルヲ以テ復禄ヲ請フト云フニアリ

請求人である平民渡辺文次郎（明治十一年七月二九日生まれ、東京市牛込区横寺町三五番地居住）は、明治十一年（一八九八）一〇月二五日付で大蔵大臣あてに提出した「復禄処分御下賜之儀ニ付御願」の中で、亡父渡辺義次（旧名文七）が文久三年四月に「陸軍附御用達」を命じられて以降の履歴を記しているが、それは由緒書をもとにしたらしい。

審査では、「請求人ハ旧幕臣ニアラスシテ其身分ハ（中略）用達諸職人ニ該当スル」ものであり、三人扶持・月一兩二分を給されていたとしてもそれは家禄ではないとされ、請願は不採択とされた<sup>30</sup>。

渡辺義次（文七）は、「軍事掛附御職人」もしくは「御厩方」という、

静岡藩軍事掛の一員として同役の山本勘蔵らとともに名簿にその名が掲載されていた。<sup>(31)</sup>後に文七を義次と改めたこと、維新前の履歴などは本史料から初めて判明した。なお、同姓の元幕府御鉄砲師で、静岡藩の三等勤番組となっていたものの、明治三年七月に士籍から除かれた渡辺平吉という人物がいるが、義次と何らかの関係がある人物かもしれない。

静岡藩士になった者と朝臣になった者との間で差が生じた際には、それが意識され、問題化された。「東京府（旧幕府）大供孫三郎」は、維新時に新政府に帰属した「旧幕府ノ能役者」で家禄八石八斗を有していた。明治四年（一八七二）一月二十九日、何の「懇諭」もないまま、いきなり二年分だけを下賜された上で暇を与えられた。この処分は、「駿府へ帰参」した同じ能役者が「明治六年第四百二十五号布告」（家禄奉還制）や「明治九年第八号布告」（金禄公債証書発行条例）の恩恵を受けているのに比較し不当であるとの理由で、不足額の給与を要求した。しかし、新政府としてはそもそも能役者を召し出したつもりはなく、「維新之際誤テ朝臣ニ被差加禄高支給セラレタルモノ」であるため、この請願は撥ねつけられた。<sup>(32)</sup>大供孫三郎は、天保十一年（一八四〇）に家督を継ぎ、元治元年（一八六四）時点で三五歳、五人扶持を給されていた人物である。<sup>(33)</sup>

明治三年一〇月、東京府は弁官に対し、幕府の用達町人だった「能役者、本阿弥及ヒ長袖卜唱へ、画師、古筆見、連歌師、園基師、将基師、楽人」らについて、もともと彼らは「政府ニ属スヘキ職分ニ非ス」と断定し、「都テ放免退身セシメ、更ニ農商ニ編籍スル」か、「其禄ヲ褫奪シ、暫ク貫属―士卒ノ籍―ノ籍ニ加入スル」か、あるいは「宮内省ニ於テ之ヲ採用スル」者もあるかといったことを伺い出で、最終的な処置を仰いでおり、その結果、先の大供のように民籍編入の処分が下されたのだった。<sup>(36)</sup>事例を追加すれば、住吉広一の父は幕府絵師として一〇人扶持を受けており、維新後は鎮将府支配・行政官支配・弁官支配を経て、家禄一三石

の東京府貫属士族となり、四年（一八七二）一月には帰工願を提出し、家禄二年分の生産資本金を給与されたため、後に広一が不足額の給付を請願したものの、家禄二年分と引き換えに「暇」（士籍からの離脱）になったものとして追加給付は認められなかった。<sup>(37)</sup>

## 8 地役人・御林守・足軽など

武士と百姓・町人の間に位置するような身分・役職にあった者たちも復禄請願運動に参加した。

「旧幕府地役人馬場尚太郎」は、数代前から「但馬国生野代官附銀山役人」をつとめてきたが、維新の際には朝臣となった。明治元年には地役人を免じられ、久美浜県生野出張所の租税方を翌年までつとめ、手当金七〇円を下付され免職となった。先代の同僚の中には士族となり、禄券の給与を受けた者もいるので、自分にも相当の給与を求めるといふ請願を提出した。「旧幕府地役人秋山孝太郎外名」は、「撰津国河辺郡多田銀銅山地役人」として一〇石三人扶持を給されてきたが、明治二年三月に銅山地役人がすべて廃止された上、先代は死亡もしくは病気による「混雑」のため、「静岡藩設置ノ際ニモ同藩へ入籍ノ機ヲ失シ」てしまい、そのまま廃禄に至った。よって相当の処分を要求する請願を出した。正当な手順を踏んで地役人たちは民籍に編入されたのであり、いずれの請願も認可されることはなかった。<sup>(38)</sup>

「旧笠松郡代支配森川重礼」は、旧幕時代には三〇俵四人扶持を給されていたが、明治三年の藩制施行の際には笠松県に居住していたため「静岡藩々制ニ洩レ」、笠松県知事による減禄処分を受けてしまった、よって不足分を請求するとの請願を提出している。しかし、明治三年一月二〇日の太政官達により適法な処分がなされたものとして、その願いは受け入れられなかった。<sup>(39)</sup>そもそも森川重礼なる人物は、美濃（笠松）郡代の配下に属し、水防の仕事に従事した堤方役だったと思われ、本来の



表 1 家禄賞典禄処分法にもとづく旧幕臣関係請願者

種別	請願人氏名	
静岡藩	青板栄太郎 青木ラク 秋山政同 天野崙幸他2名 有川よね 安藤広勤 石川きん(石川正身) 石川さの 石川守太郎 井関清他1名 猪谷万太郎 市野輯寧 井上庄九郎 猪俣邦吉 伊庭秀 岩川むめ 上原元模 内海島吉 漆原吉次他2名 江川永脩 江原達三他9名 江原利貞 大井せん(政寿) 大林親賢 小笠原義章 岡田富蔵 小川鏡三郎 小野沢栄次郎他5名 折目栄 勝部イマ他8名 加藤重威 加藤輝雄 金井俊賢他1名 金子鋭太他1名 喜多川まき他1名 木村邦啓 木村福太郎他2名 木村安次郎他2名 熊切熊吉 小菅騎世雄 後藤吉次他1名 小西邦吉 小林貫一他11名 小林鎮一郎他5名 近藤ヤス 酒井実光他1名 佐藤文吾 清水鎮三郎 下宮良平 助川乙次郎他1名 鈴木つや(鈴木始三郎) 鈴木時太郎他1名 鈴木俊彦 高島謹司(吉兵衛) 高田乙彦 高梨かね他1名 高橋正太郎他7名 竹内ナミ 田中東四郎 田中松太郎 田中安国 筒井義信 寺田松之助 東条寛三郎 徳山ひさ他1名 戸田直清 富田左一 富永きん 友野かよ 中島孝次 中島寛 長島常三郎 長野一郎 中森五作 仁井田たけ 西山英治郎 能勢喜久太 能勢頼慎 萩原元常 萩原義道 橋本克由 服部銚太郎 服部潤太郎他1名 林義一 原田新六 彦坂てい 平内佳一 広瀬高廉他44名 深沢重忠他3名 福田重固 藤城亀十郎他23名 布施邦久 堀栄三郎 本多増 前島七兵衛 前田七蔵他3名 昌岡弘毅他16人 松井敬一他2名 松崎鑄市 松平啓三郎他2名 三浦徳三郎他3名 三倉魁造 三田小太郎 宮岡照太郎他1名 村井義寛 村岡良象 森恒治 矢沢とよ他2名 矢部茂松他1名 山川義敬 山崎亀吉他1名 山本鏗太郎 山本隆 山本知期 湯原いく(民蔵) 吉田きみ他1名 依田守蔵 米山覚太郎 渡辺文次郎(文七)	119件
旧幕府	青木弥太郎 赤井為美他2名 秋山孝太郎他1名 安積重泰 新井ソフ 荒川徳友 荒木卓爾 安西豊三郎 安藤高太郎 飯高六之助 飯野忠政 井口庚午郎 池田しま 池田常吉 池田安之 池谷信音 石井輝行他38名 石井亮他2名 石川総治 石掛庶明 一宮万常 市村信成 井戸政三 伊藤源太郎他71名 犬塚重遠他3名 稲生よら 井上新太郎 井上鎮兵衛 逸見銘次郎他2名 庵原惣輔 今井彦次郎 今川斌 今西金太郎他1名 岩本貞八他3名 上田登 大岩万太郎 大江一学 大田原清明 大供孫三郎 大山義範 小笠原金公一郎 小笠原元太郎 岡藤一郎 岡部兵馬他1名 岡正藤太郎他1名 小川新兵衛 奥田房之進他106名 長田カツ 小野則福 小野万吉 小俣菊次郎 梶間福次郎 勝田典康 金沢トラ他1名 金森近明 金子捨蔵 金子竹蔵他76名 金田勝繁 狩野応信他1名 狩野謙柄他1名 神谷生務他2名 亀井美太郎 河内隆 川村由義 木村益 久志木常懐 久志本常忠 工藤治郎吉 倉知為明 栗野忠雄 黒井卓一郎他51名 黒田信順 桑原ふみ他2名 桑山重栄 小出りゑ 小谷力蔵他20名 小林庄三郎他11名 小林直充他2名 菰田金次郎 小宮山信好 近藤孝輔 斎田斎英 斎藤国雄他5名 斎藤住郎 斎藤満寿太郎 佐治公雄他210名 塩谷敏郎 柴田静 渋谷史春他27名 鳥田トヨ 鳥田録太郎他4名 白須謙三 白戸政次郎他21名 菅谷新平 杉崎清三郎 杉原嶺吉 住吉広一 関時古 関根一郎他64名 仙石義夫他1名 千田きん 大師堂金太郎他3名 高塚林蔵他8名 高野栄太郎他1名 高見沢金太郎 高山林之助 武井源次郎 建部作郎他5名 田塩豊成他1名 田代寅之助 田中永太郎 田中恒忠 田中時用 知久みつ 塚本政道他15名 柘植正曜 蔦木盛善他4名 土屋吉郎 角田友三 東儀勝雄 遠山鳥籠他37名 徳岡ふく 徳田岩次郎他2名 戸張芳次郎 富田知実 富田芳三郎 内藤信一他1名 中井正国 永井雄太郎他6名 中島秀太郎 中田とく 中津道五郎 中根正忠 中西徳治 中村斎次郎 中山道徳 仁賀保成人 西盛準太郎他5名 野間左金吾 野間安親 野見金是次郎 萩島保造 長谷川敬次郎 花井長吉他1名 花形勝則他1名 塙兵三郎他3名 馬場尚太郎 早野万一郎他1名 久松敏太郎 肥田文之助 平島末吉 平島芳次郎 平野茂三郎他2名 平山コト(鋭次郎) 福島氏徳 福島為則他1名 福原一郎 藤井駒次郎他1名 古田千代吉他11名 古屋貢一郎 北条氏光他1名 細井幸治郎 松平一 松村礼三 松本讀一郎 松本泰蔵 曲直瀬耕七 間宮綱憲 右田まつ 三国久敬他36名 水越清助 水野利三郎 宮川芳孝 村上徳次郎 村越成顕 森川重礼 守屋道 安見ツナ 安室為之丞 矢崎源次郎 矢田重次郎 山岡英夫他33人 山岡福成他10名 山形恒太郎 山口鋸之助他1名 山口定詮 山下藤兵衛他15名 山下福蔵 山中房次郎 湯原直平他3名 吉岡治利他30名 吉田卯之助 依田りう 六郷政寛 渡辺金次郎他4名 渡辺謙吉 渡辺大四郎	197件
陪臣	影山甲子蔵(旗本小浜森之助家来) 神田嘉六(旗本滝川主殿家来) 寺島條太夫他36名(旗本竹中丹後家来) 中村誠他1名(幕臣朽木廓堂家来) 平井一策(旗本小出大和守家来) 村井てう(旗本仙石播磨守家来)	6件

国立公文書館所蔵「公文雑纂」より作成。氏名の五十音順に配列。狭義の幕臣、すなわち徳川宗家(将軍家・静岡藩主)の家臣を主な考察対象としたため、田安・一橋・清水徳川家の家臣は除いた。

身分は百姓だった。三年一月の太政官達とは、京都府などに対し出された「元身分代官手代之類其所長官手限ニテ抱入之分」は給米の支給を停止し、農商の内に入籍させるという指令のことである<sup>(41)</sup>。

「旧静岡藩石川守太郎」は、「富士山林守上役」として切米三〇俵二人扶持を給され、明治元年一〇月には「静岡藩列」に入り、「陸軍附山林守」を命じられ、同年二月（二年二月の誤りか）には「陸軍生育方頭取支配」、さらに「沼津勤番組ノ頭支配三等勤番組」となり、旧禄に応じ五人扶持を給与された。その後、「同藩士ト特殊ノ詔ヲ以テ除名」されてしまつたが、同じ山林守から他の役職に転じた者は藩士の列にとどまつたので、自分に対しても「藩列復旧」と家禄の給与を求めるといふ請願を提出した。しかし、「請求人ハ藩制施行以後家禄ヲ有シタリト認ムヘキ証拠ヲ提供」できなかったため、請願は受け入れられなかった<sup>(42)</sup>。守太郎は、嘉永三年（一八五〇）六月富士山御林守、明治元年一〇月三日陸軍附御林守、二年二月一日陸軍生育方頭取支配、同年九月沼津勤番組頭支配三等勤番組、三年一二月「御藩籍御除き」という履歴が判明している駿河国富士郡平垣村（現富士市）・大宮町（現富士宮市）の郷士・二二代石川孫四郎政敷の子守之助（守九郎）のことではないかと思われる<sup>(43)</sup>。三年一二月に静岡藩から藩籍を除かれているので、同家が家禄を有したという証拠を提示できないのは当然である。石川孫四郎とともに静岡藩士の身分を得た同役には、駿東郡御林守に任じられた伊豆国田方郡山木村（現伊豆の国市）の鈴木重之と富士郡御林守下役に任じられた富士郡麓村（現富士宮市）の竹川岱助<sup>(44)</sup>がいるが、他役に転じたため藩籍を維持できたというのが誰のことなのかはわからない。

右の石川は、まがりなりに明治初年に一時的に士籍を有した者だったが、まったくそうではない者が勝手な理屈や思い込みで復籍を願う出る場合もあった。遠州の住人で「旧幕府代官支配鈴木俊彦」と称する人物は、祖先が加々爪甲斐守の領地において「御持林山廻り役」をつとめ、

給米一石七斗五升を下付され、苗字帯刀を許されていたこと、その後幕府代官平野三郎右衛門<sup>(45)</sup>支配地の「野守役」（後に「御林守」と改称）となり、やはり給米を与えられ、「百姓ト唱へス」子孫がその職を継いできたこと、明治三年（一八七〇）中泉奉行所から開墾を命じられ、その「世話役」をつとめたことなどを理由に復禄を請願した。しかし、鈴木は「士族卒」ではなく、かつ家禄を有したとの証拠書類もないことから、願いが容れられることはなかった<sup>(46)</sup>。駿河府中藩の中泉奉行から開墾を命じられたからといって、藩士に取り立てられたわけではないはずであり、そもそもいい加減な主張だった。

代官所に属し「駿府并清水港両御蔵番」をつとめたという山中房次郎他二名は、各組の与力・同心と同様の家禄を支給されていたとして、復禄を求めた。しかし、山中らが提出した書類は明和八年（一七七二）以前のもののみで、藩制施行後に家禄を給されたことの証拠にはなっておらず、他に徴すべき旧記もないことから、「採用スヘキ限りニアラス」と結論付けられた<sup>(47)</sup>。「旧幕府花井長一外一名」も「祖先以来駿府蔵下ヲ勤メ代官支配ニ属シ駿府及清水港ノ蔵米粉取扱」をつとめていたといふので、先の山中とほぼ同役だったのであろう。山中らの言い分と同じく、元与力・同心らと同等に扱ってほしいと復禄を要求したが、もちろん認められていない<sup>(48)</sup>。

「旧京都所司代地組足軽奥田房之助外百六名」は、旧幕時代には「新衛組」に編入されるなど、「旧幕府ノ臣ト異ナルナキモノ」であり、明治二年（一八六九）一二月には京都府貫属とされ、翌年に五石三斗の永世禄が確定されたにもかかわらず、四年（一八七一）一二月、「突然元身分代官手代ノ類」と決めつけられ、暇を申し付けられるとともに「廢禄」とされてしまった。その不当な処分からの回復を望み、復禄を請願した。しかし、「地組足軽」とは、京都所司代が幕府に与えられた権限の範囲で、役知の内から支出して「手限抱」として雇用したものであり、廢禄

の処置は妥当なものだったとして請願は認められなかった。<sup>(49)</sup>「新潟奉行所備場足輕」だった「新潟奉行付大江一学外十名」は、家禄四石二斗二人扶持を給され、維新後も新政府の民政局から職務勉勵を命じられたが、明治四年「故ナク民籍編入家禄没収セラレタ」ため、家禄賞典禄処分法にもとづき「族籍復旧」を請願したが、やはり認められることはなかった。<sup>(50)</sup>大坂城代が雇用した足輕などについても、「其所長官手限ニテ抱入ノ分」、「附渡り家来」ともいふべき存在であり、「幕府ノ臣隸ニ非ラス」とされ、廢禄・民籍編入は適法であるとされている。<sup>(51)</sup>

## 9 その他

特殊な少数事例として、維新後に他藩士になってしまった旧幕臣がいた。「旧幕府金森近明」は三〇三四石を領する旗本であり、維新に際しては朝臣となり本領安堵を得た。明治三年（一八七〇）一月、越前国にあった金森の領地は福井藩に交付され、その結果、彼は福井藩の士族となった。いわば身分・領地とも福井藩に併合・吸収されたわけである。福井藩では現米一二〇石を給され、それにもとづき金禄公債証書を受けた。ところが、同じ福井藩士で元高三五二五石だった蘆田誠貫は改正禄二九三石八斗五升三合を下付されているのと比較すると、「調査錯誤」による不平等であり、不足額の支給を求めた。しかし、朝臣となった旧幕臣に適用されるべき明治二年二月の禄制に依拠すればその処分は適法であるとして、彼の請願は採用されなかった。<sup>(52)</sup>金森家は織田信長・豊臣秀吉に仕えた長近の子孫で、二代目である近明（礒之丞・左京）は大正元年（一九一三）に没している。<sup>(53)</sup>ただし彼は、明治四年には福井藩から本保泉の貫属に変わったようである。

幕府の直参ではなく陪臣にすぎない旗本の家臣については、多くが維新直後に解雇されており、復禄請願の範疇には含まれないのであるが、さまざまな誤解などによるものか、彼らから出された請願も少なくない。

たとえば、「東京府（旧旗下家来）影山甲子蔵」は、父猪之助にいたるまで八代にわたって旗本小浜家に仕えていたが、維新に際し主人小浜森之助が駿州江尻に移住するにあたり、自身は東京本所に残留した。その後、旧主も父も死去し歳月が経過し、手続きを怠ってしまったため、改めて「扶助金」の給与を願った。この請願は、そもそも「家禄ニ関係セサル」ものであるとして否決された。<sup>(54)</sup>なお小浜森之助とは、四〇〇石取の旗本で駿河国庵原郡に移住、明治三年四月に没した小浜道隆（盛之助）のことであろう。<sup>(55)</sup>

旧幕臣ではないが、静岡藩に関わるものとして以下の事例を紹介しておく。明治三年（一八九八）一月二四日、「静岡県安倍郡静岡市三番町九拾五番地平民旧姫路藩士 旧禄高四百石 酒井長三」は、「家禄全部給与未済金御下附願」を大蔵大臣に提出した。彼は、藩論分裂が原因で同藩士一五名とともに、藩主の養父酒井忠惇が静岡に移ったのに従い、同地に移住した。そのため、姫路藩が作成した「禄高調査書」では「脱籍ノ部」に入れられてしまい、本来支給されるべき給与を得ることができなかった。よってその給付を求めるといふものだった。しかし、藩制施行後に家禄を有していなかったとして、請願は認められなかった。<sup>(56)</sup>酒井長三が明治三十年代まで静岡に住んでいたのは興味深い。

## 二 請願運動の具体例

個人または集団による復禄請願運動が、具体的にどのように進められたのか、個人の家に伝来した文書を翻刻・紹介して、それらを参照しつつ、可能な限り明らかにしてみたい。

### 1 箱館奉行配下だった旧幕臣の場合

箱館奉行配下の与力・同心だった者たちによる復禄請願は、個人もしくは幾つかのグループ毎に行われたようで、その数は少なくない。国立

公文書館所蔵の復祿請願書から拾い出したものは下記の通りである。

- ・旧幕府箱館奉行支配白戸政次郎外二十二名（元箱館府兵）（「公文類纂 明治三十六年 第三十卷 大蔵省十七・大蔵省十七（家禄賞典禄処分十四）」所収）
- ・北海道函館在住歩兵隊建部作郎外五名（「公文類纂 明治三十六年 第十七卷 大蔵省四・大蔵省四（家禄賞典禄処分一）」所収）
- ・北海道旧函館奉行支配黒田信順（足軽）（同前）
- ・北海道旧幕府箱館奉行支配齋藤國雄外五名（「公文類纂 明治三十六年 第十八卷 大蔵省五・大蔵省五（家禄賞典禄処分二）」所収）
- ・北海道旧幕府箱館奉行支配石井亮外二名（同心）（同前）
- ・北海道旧幕府箱館奉行支配河内隆（先代が足軽）（同前）
- ・北海道旧幕府箱館奉行支配平山コト（先代）（同前）
- ・旧幕府箱館奉行支配工藤治郎吉（先代）（「公文類纂 明治三十六年 第三十五卷 大蔵省二十二・大蔵省二十二（家禄賞典禄処分十九）」所収）
- ・旧幕府近藤孝輔（旧幕府函館奉行支配）（「公文類纂 明治三十八年 第三十二卷 大蔵省十六・大蔵省十六（家禄賞典禄処分十五）」所収）
- ・旧幕府田中恒忠（箱館奉行組同心）（「公文類纂 明治三十八年 第三十五卷 大蔵省十九・大蔵省十九（家禄賞典禄処分十八）」所収）
- ・旧幕府上田登（先代が蝦夷詰）（「公文類纂 明治三十八年 第三十八卷 大蔵省二十二・大蔵省二十二（家禄賞典禄処分二十一）」所収）
- ・旧幕府石井輝行外参拾八名（本人または先代が函館奉行支配）（「公文類纂 明治三十八年 第三十九卷 大蔵省二十三・大蔵省二十三（家禄賞典禄処分二十二）」所収）

各自の言い分はそれぞれの事情にもとづくものであり、旧幕時代の身

分差や現住地の違いなども影響したのであろう、同じ箱館奉行配下だからといって全員が連帯し、一致団結することはありえなかった。箱館の場合、箱館戦争の影響、すなわち戊辰の際に新政府側・旧幕府軍側に引き裂かれたことから、その時の去就などが少なからぬ影響を与えたようである。

たとえば、石井輝行他二五名は、箱館戦争の際に占領軍たる榎本武揚率いる脱走軍によって使役されたことから、明治四年（一八七二）一月に「賊軍ニ駆役セラレタル故ヲ以テ廢祿」とされてしまったのであるが、「已ムヲ得サル事情ニ出テタルノミナラス常事犯ニアラサル」ものとして、復祿を要求したのだった。しかし、戦時において政府が下した正当な処置だったとして、石井らの請願は認められなかった。

河内隆の先代は「箱館奉行支配組足軽」だったが、新政府成立後は箱館府知事清水谷公考に随従し、明治二年五月に新政府軍の一員として戦死、「賞典金」を下付された。今回は旧幕府に仕えた立場から復祿を求めたのであるが、それは「範囲外」であるとされた。

上田登の先代は、旧幕府の蝦夷詰として高一〇〇俵と手当金二七円を給されていたが、脱走軍の蝦夷地襲来により「各所ニ流離シ土着開墾ニ従事スルノ已ムヲ得サルニ至リタルモノ」であり、復祿を請願した。しかし、藩制施行後に家禄を有したことを証明する書類を提出しなかったことから復祿は認められなかった。

## 2 江沢正勝という人物

先に列挙した中に「北海道旧幕府箱館奉行支配石井亮外二名」による請願があった。この「外二名」のうちの一名が江沢正勝という人物だった。そのことは彼らが提出した「永世家禄給与願」のうち、「請願人小山節三八禄高三拾俵三人扶持江沢政勝ハ禄高式拾俵式人扶持ヲ有シタル処明治元年箱館府裁判所へ引継カレ其後箱館ノ騒乱ニ際セシ漸ク明治三

年正月二至リテ家禄下賜ノ儀ヲ請願シタルニ辛未二月開拓使貫属卒ニ差加ヘラレ現米壹石八斗ヲ下附セラレタリ是実ニ明治三庚午年一月二十日布告第二項ニ拠リ旧禄高ノ削減ヲ蒙リタルモノナルヲ以テ三十年法律第五十号ニ依リ不足額ノ追給ヲ請□□□リ（※□は公開画像不鮮明箇所）という一節などから判明する。「政勝」は「正勝」の誤りである。江沢らの主張は、旧幕府から給されていた給米全部を自己の家禄だったかのように言うが、それは「維新后消滅ニ帰シ」たわけで、明治四年になって初めて「家禄給与ノ恩典ニ浴シタ」というのが事実であり、給与不足があったとは認定できないとの判断が下されている。<sup>(57)</sup>

同じく「旧幕府石井輝行外参拾八名」による請願書にも、その三九名に追記された二〇名の中に江沢正勝（繁之助）の名がある。

江沢正勝は自家にも記録を残した（江沢家文書は現在個人蔵）。それにより、公文書だけではわからない、彼らが進めた請願運動の一端を垣間見ることができる。

まずは江沢正勝という人物について紹介しておきたい。

彼の幕臣時代の経歴は、江戸城多聞櫓文書の中の履歴明細短冊からわずかに知ることができる。繁之助こと江沢正勝は、本国が上総、生国は武蔵。祖父新右衛門は上総国殖生郡芝原村の名主をつとめ、父門四郎は箱館奉行組同心をつとめていた。万延元年（一八六〇）一〇月一日、父が病気で暇を下され、その跡に抱え入れるべき旨が竹内下野守から申し渡され、高二〇俵二人扶持を給された、という履歴である。<sup>(58)</sup>

江沢家は祖父の代までは上総国殖生郡芝原村（現千葉県長生郡長南町）の百姓であり、父の時に箱館奉行配下の同心となったのである。この明細短冊には記されていないが、箱館奉行所文書からは、正勝の父種義（門四郎、幼名綱司）は最初に足軽として採用され、後に同心に身分を引き上げられた人だったことがわかる。

「家系調査書類」としてまとめられた江沢家文書中のメモ類によれば、

正勝の父種義は万延二年（一八六一）もしくは万延元年二月九日に没したことがわかる。郷里で名主をつとめていたという祖父新左衛門（幼名左之助、家督を継ぎ門四郎、隠居して新左衛門、新右衛門ではない）は文化元年（一八〇四）一二月生まれ、明治一四年（一八八一）一月二〇日に没している。宝暦七年（一七五七）に没した門四郎以降、門四郎の名前が五代にわたり襲名され、新左衛門に至った。

箱館奉行によって採用された足軽としての種義は、安政三年（一八五六）秋、「西浦奥地見廻り」に赴き、「風土形勢里程等」を調査し、その成果を「見取絵図」とともに提出している。<sup>(59)</sup> その調査報告書は「北蝦夷地西浦クシユンナイノナツコまで足軽廻浦為致候行程荒増申上候書付」と題された極めて詳細なもので、末尾には「辰八月 足軽江沢門四郎」と署名され、佐藤桃太郎・磯村勝兵衛の連名で上程されている。<sup>(60)</sup> 同四年（一八五七）七月時点では富内詰の五人の一人だった。<sup>(61)</sup>

その後、門四郎こと種義は足軽から同心に取り立てられたようで、安政七年（一八六〇）四月一五日付の三田葆光（喜六）の書簡によれば、「同心江沢門四郎儀、久々病氣之処、養生不相叶、当二月九日終ニ大病候由、「番代願等之儀委細御申越、承知いたし」云々とあり、その年に亡くなったことがわかる。この書簡では「大病」とあるが、先に紹介した江沢家文書中のメモにあった二月九日の日付と一致することから、その日に没したことがわかる。やはり先に紹介した正勝の履歴明細短冊では、種義は万延元年一〇月時点でも病中ながら存命だったことになっているが、それは相続手続き上の虚偽申告なのであろう。

維新後の正勝については、江沢家文書の中に自筆の履歴書があるほか、公文書の中からも見出せる。ここでは東京府文書の中にある履歴書を翻刻・紹介しておこう。

史料1

東京府士族 東京市牛込区市谷薬王寺前町七拾三番地	種義長男	江沢正勝	旧静岡藩旧名繁之助	同七月廿七日	米国特派公使東西地陸行ニ付差添申付候事	同上
				明治五壬申年三月十日	庶務農政外務掛兼務差免更ニ会計掛申付候事	同上
				同四月廿四日	御用ニ付越後新潟へ出張申付候事	同上
				同七月十九日	任開拓権大主典	同上
				同八月廿五日	任開拓中主典	同上
嘉永二乙酉年十一月十七日上総国			ニ於テ生ル	明治六年十一月十七日	本年諸勘定仕上取調専務申付候事	同上
年号干支月日	任免賞罰事故	官衙		明治七年一月十九日	明治六年正算御用ニ付出張申付候事	同上
慶応四戊辰年五月十七日	民政方勸農掛趨事席被申付候事	函館府		同廿二日	一昨年来会計課出納専務且正算取調中兼任致シ格別勉勵ニ付慰勞トシテ金三千五百匹被下候事	同上
明治元戊辰年九月廿七日	給事席並被申付候事	同上		明治九年十月廿一日	明治八年四月函館蓬萊町出火之節罹災之者へ為救助金四円拾五錢壹厘差出候	同上
同十月十九日	作事方当分加勢被申付候事	同上		同日	段奇特ニ候事	同上
同廿四日	文武方加勢被申付候事	同上		同十一月七日	依願免本官	同上
同十二月八日	青森口出張官軍會計方付属被申付候事	同上		同日	一金百六拾円 月俸四ヶ月分	同上
明治二己巳年三月晦日	四等弁官申付候條庶務局へ出勤可致事	同上		明治十二年四月五日	任開拓六等属	同上
同五月廿七日	會計方付属被免候事 函館出張軍務官會議所			同日	東京出張所会計課申付候事	同上
同五月廿七日	己巳歳於蝦地流氓追討之御軍務勉勵之段			明治十三年四月廿六日	任開拓五等属	同上
	奇特之至候仍為其賞目録之通下賜候事(目録金四拾円)	兵部省		同七月十七日	本支庁金穀出納検査トシテ出張申付候条収支ノ實際及現在米金額ヲ点檢シ参照ニ供スヘキ書類ハ各庁長官署名ノ目録ヲ付シ之ヲ受領シ調査ノ顛末具状復命可致事	開拓長官黒田清隆
同日	任開拓権少主典	開拓使		同十二月廿七日	職務格別勉勵ニ付為慰勞金拾円被下候事	開拓使
同廿八日	庶務掛申付候事	同上		明治十四年三月十八日	十四年度収入経費予算決算取調申付候事	同上
明治三庚午年七月十日	任開拓少主典	同上		同五月	明治五年二月中和田倉御門内ヨリ出火之際罹災	同上
同閏十月十四日	農政掛記録掛兼務申付候事	同上				
同廿八日	記録掛被免農政掛兼務申付候事	同上				
明治四辛未年二月十日	戊辰之歲蝦地へ流氓襲撃之御知府事へ随從青森港へ致渡海候二付為其賞目録之通下賜候事(目録金五拾円)	同上				
同三月十三日	外務掛当分兼務申付候事	同上				

	人為救済金六円差出候段奇特二候事	東京府	明治十八年三月廿三日	開拓使事業報告編纂残務取扱差免	大蔵省
同十二月十六日	任開拓四等属	開拓使	同廿四日	本部会計課勤務申付候事	主税局
明治十五年一月八日	被廢開拓使		明治十九年一月十一日	開拓使事業報告編纂残務格別勉勵	大蔵省
同九日	開拓使残務取扱申付候事	開拓使残務取扱所	候二付為慰勞金貳拾円下賜候事		大蔵省
同三月六日	開拓使残務取扱差免候事	同上	同二月一日	第二部勤務申付候事	主税局
同日	任四等属	大蔵省	同日	地租課詰申付候事	第二部長
同日	租税局勤務申付候事	同上	同日	第三部兼務申付候事	主税局
同七月十四日	東京箱崎出張所詰申付候事	租税局	同日	酒税課印紙税課詰申付候事	第三部長
同日	開拓使会計残務整理委員申付候事	大蔵省	同日	事務勉勵二付為慰勞金八円下賜候事	主税局
同十二月廿六日	御用向多端ノ折柄格別勉勵候二付為御手	同上	同五日	允請任六等主税属	大蔵省
明治十六年三月二日	東京箱崎出張所被廢	租税局	同十日	任大蔵属	同上
同三月三日	箱崎出張所残務掛詰申付候事	租税局	同五月六日	叙判任官六等	同上
同四月六日	御用向多端ノ折柄格別勉勵候二付為御手	大蔵省	明治廿二年六月十九日	宮崎県へ出向ヲ命ス	同上
同五月一日	函崎出張所残務掛被廢	大蔵省	同七月廿四日	宮崎県出向ヲ免ス	同上
明治十七年二月廿八日	事務勉勵二付為慰勞金三拾貳円下賜候事	同上	同日	叙判任官六等給上級俸	同上
同五月二十日	任四等主税属	同上	同日	東京府収税部幸橋出張所在勤申付	同上
同廿八日	開拓使会計残務整理委員申付候事	同上	廿二年十二月二十五日	担任之事務勉勵二付為其賞金一円ヲ給与ス	
同六月十六日	事務勉勵二付為慰勞金拾六円下賜候事	同上	廿三年五月三日	官等俸給令改正	
同六月三十日	開拓使会計残務整理委員差免候事	同上	同十一月十三日	非職申付	
同日	開拓使事業報告編纂残務取扱申付候事	同上	廿六年十一月十二日	非職満期 <sup>63</sup>	
同日	開拓使会計残務整理委員中格別勉勵候二付為慰勞	同上			
同十月十六日	金四拾円下賜候事	同上			
明治六年	皇城炎上ニ付金八円献納候段	宮内省			
奇特候事					

※■は所蔵機関の非公開箇所

函館府・開拓使に勤務した後、上京して大蔵省・東京府に奉職したのである。決して高級官僚ではなかったが、旧幕府の下級吏員の出身者と

してはそれなりの地位に就き明治を生きたといえよう。江沢は、明治元年九月の朝臣申請期限に間に合わなかったため明治三年（一八七〇）一月に改めて朝臣申請をした箱館在勤旧幕臣のうち、箱館戦争当時に旧幕府軍に協力しなかったことを評価され、朝臣としての地位を認められた二九名の一人であり、他の四四名のように平民籍とされずにすんだ。<sup>64</sup>開拓使での旧幕臣出身者の職務・人事面において、朝臣・非朝臣の別は大きな影響を与えず、処遇の格差はなかったとされるが、<sup>65</sup>族籍の違いと家禄の有無は後年の復禄請願運動においては本質的な問題として顕在化する。

なお、右の履歴書の冒頭に「旧静岡藩」とあるのは解せない。江沢は慶応四年五月に早くも新政府に出仕したわけであり、一時的にもせよ静岡藩に所属した事実はないからである。明治四年（一八七二）一二月時点で開拓使に在職した官吏たちの履歴明細短冊には、「静岡県復禄願中」「静岡県復禄之義願中」「静岡県帰籍願中」と記された者が一〇名ほど見出され、<sup>66</sup>後に旧静岡藩籍への復帰を願った北海道在勤旧幕臣がいたことがわかるが、それに江沢は含まれない。江沢の履歴書では、それほど深い意図もなく単純に旧幕臣すべてを静岡藩士であったとみなしたのかもしれないが、正確な事実認識とはいえない。

函館・札幌や東京に勤務した江沢であるが、上総の郷里と切れることはなかった。亡父と同名の門四郎を「叔父」「伯父」と記した書類などがあること<sup>67</sup>から、親族が実家である農家を継いでいたのであろう。明治十年代に北海道から転勤した正勝とその一家は、東京で生活するかたわら、郷里には田畑を所有し、地主としての収入も得ていたらしい。明治十年代以降に記された小作米の勘定帳などが残されている。

### 3 江沢たちの請願運動

江沢家文書には、明治三〇年（一八九七）一〇月の家禄賞典禄処分法

の発布を受け、その翌年から展開された復禄請願運動の過程で作成・収集された書類一七点が一綴りにされ残されている。中には、慶応二年（一八六六）六月二一日時点での箱館奉行所の職員録「役々姓名帳」のように旧幕時代の原文書も含まれる。また、正勝が三一年五月時点で大藤友松・柴田直養・寺崎直治らとともに復禄請願委員をつとめていたことを示す書類があり、彼がグループの先頭に立った一人だったことがわかる。なお、彼らの運動がいつどのようにして開始されたのかはわからないが、三〇年一二月八日の新聞に、「旧幕元箱館方諸君復禄請願左名へ来談あれ 東京市下谷区下谷坂町四番地 柴田直養<sup>68</sup>」との小さな広告が出されたことが契機となったのかもしれない。

以下、江沢家文書の中から、「役々姓名帳」やその他幾つかの書類を翻刻・紹介しておこう。

#### 史料2

（表紙）「慶応二寅年

役々姓名帳

六月十一日」

貳千石 箱館奉行

高千五百石 小出大和守

高四百五拾石 杉浦兵庫頭

千俵 同並

新藤鋳蔵

百五拾俵 組頭

高百俵 荒木濟三郎

高三拾俵三人扶持 三田喜六

高七拾俵五人扶持 山村惣三郎

百五拾俵 同勤方



高式拾俵式人扶持	橋本悌藏	高拾人扶持	藤田主馬
高拾五俵三人半扶持	平岡庄七	同並出役	
百五拾俵 調役		高式拾俵式人扶持	山口啓藏
高三拾俵三人扶持	富田類右衛門	高七拾俵五人扶持	成瀬潤八郎
高拾五俵式人扶持	喜多野省吾	高八拾石	葛山湧輔
高三拾俵三人扶持	荒井金助	開成所教授職	
高七拾俵五人扶持	海老原武次	御扶持方六十人扶持	堀達之助
高三拾俵三人扶持	間宮鉄次郎	調役格通弁御用	
高五拾俵三人扶持	高木与惣左衛門	高三拾俵三人扶持	名村五八郎
高百俵	小柴喜左衛門	調役並格定役元	
高式拾俵式人扶持	山崎衡三郎	高拾五俵三人扶持	大橋宥之助
高拾五俵式人扶持	山本文之助	高式拾俵式人扶持	近藤与兵衛
高百五拾俵	酒井弥次右衛門	定役元	
同並		高式拾俵式人扶持	坪内幾之進
高拾人扶持	古橋次郎	高拾五俵式人扶持	神山忠三郎
高三拾俵三人扶持	梨本弥五郎	高式拾俵式人扶持	木川直右衛門
高三拾俵三人扶持	村上次郎太郎	高拾俵三人扶持	岡田錠次郎
高七拾俵五人扶持	城六郎	同格	
高七拾俵五人扶持	山内作左衛門	高三拾俵三人扶持	柴田弁一郎
高三拾俵三人扶持	最上徳内	高三拾俵三人扶持	宇津木頼母
高七拾俵五人扶持	佐々木為藏	定役	
高百俵	清水啓作	高三拾俵三人扶持	庵原勇三郎
高拾五俵式人扶持	小島源兵衛	高式拾俵式人扶持	吉岡新左衛門
高百俵	海老原庫太郎	高三拾俵式人扶持	青木伊織
高拾五俵式人扶持	松岡徳次郎	高拾五俵式人半扶持	渡辺甚十郎
高七拾俵五人扶持	樋野恵助	高式拾俵	金井清三郎
高拾五俵式人扶持	石賀七左衛門	高式拾七俵式斗五升	秋山透

- 高拾石三人扶持 吉沢左十郎  
高三拾俵式人扶持 龍崎雄次郎  
高拾四俵壺人半扶持 板倉庄次郎  
高式拾俵式人扶持 代島剛平  
高式拾俵式人扶持 稲川市右衛門  
高三拾俵式人扶持 大河内藤左衛門  
高拾五俵壺人半扶持 栗山勇太郎  
高式拾俵式人扶持 野崎達右衛門  
高三拾俵式人扶持 松村精之助  
高拾式俵壺人扶持 大塚良輔  
高拾六俵五人扶持 成瀬金左衛門  
高三拾俵式人扶持 植月良造  
高拾式俵壺人扶持 木村勝右衛門  
高拾五俵壺人半扶持 高田重次郎  
高三拾俵二人扶持 間崎三左衛門  
高拾五俵壺人扶持 小林平次郎  
高拾式俵壺人扶持 中沢佐兵衛  
高三拾俵三人扶持 前田重五郎  
高三拾俵式人扶持 門野泉藏  
高三拾俵三人扶持 宮塚三平  
高拾五俵壺人扶持 鈴木金吾  
高式拾俵式人扶持 水谷一郎  
高式拾俵式人扶持 来住野与四郎  
高拾五俵壺人半扶持 佐藤又六  
高拾五俵壺人半扶持 大野晋之丞  
高三拾俵三人扶持 大塚市左衛門  
高拾式俵壺人扶持 杉山五郎
- 高三拾俵三人扶持 水上重太夫  
高三拾俵三人扶持 平井幸一郎  
高式拾俵式人扶持 西村半次郎  
高拾俵壺人半扶持 立文太夫  
高式拾俵式人扶持 杉江善平  
高三拾俵三人扶持 長谷川三五郎  
高三拾俵式人扶持 石井半一郎  
高三拾俵式人扶持 中田幸吉  
高拾三俵壺人半扶持 篠崎丈一郎  
高式拾俵式人扶持 小山房一郎  
高式拾俵式人扶持 大坪伴吉  
高拾五俵三人扶持 岡田丈之助  
高拾五俵壺人扶持 伊沢兵九郎  
高三拾俵三人扶持 近藤孝輔  
高式拾俵式人扶持 清水平一郎  
高三拾俵三人扶持 渡辺敬一郎  
高三拾俵三人扶持 山本直作  
高三拾俵式人扶持 山岡羊之助  
高拾式俵壺人扶持 横開新八郎  
高式拾俵壺人扶持 石井喜八  
高三拾三人扶持 金沢幸次郎  
高拾五俵壺人半扶持 小林三喜藏  
高三拾俵式人扶持 藤島市之助  
高式拾俵式人扶持 川上謙一郎  
高式拾俵式人扶持 石渡庄左衛門  
高式拾俵式人扶持 芦沢鋭次郎  
高三拾俵式人扶持 比留小三郎

高式拾俵式人扶持	白鳥友次郎	高三拾俵式人扶持	山下東兵衛
高三拾俵式人扶持	根岸馬之助	御扶持方五人扶持	木下官一郎
高三拾俵三人扶持	鈴木歳郎	高三拾俵式人扶持	小山友之介
高式拾俵式人扶持	渡辺庄兵衛	高式拾俵三人扶持	宇津野第次郎
高拾壹俵五人扶持	小池仙之進	御扶持方五人扶持	小野利一郎
高三拾俵三人扶持	和田惣三郎	高三拾俵式人扶持	石渡政吉
高三拾俵式人扶持	上野重太郎	高四拾俵壹人半扶持	吉沢右太夫
高三拾俵式人扶持	長尾金平	高式拾俵式人扶持	川合清蔵
高三拾俵三人扶持	村田親太郎	高三拾俵式人扶持	庭井美之助
高三拾俵式人扶持	高井源次郎	高式拾俵式人扶持	水野要作
高拾五俵壹人半扶持	吾沢太郎兵衛	高式拾俵式人扶持	石川判之助
高三拾俵式人扶持	島田林三郎	高拾四俵壹人扶持	奥井貞之輔
高	宮本謙次郎	高式拾俵式人扶持	杉山菊右衛門
同出役		高式拾俵式人扶持	平田弥十郎
高三拾俵三人扶持	相沢龍之助	高三拾俵式人扶持	神保侶八郎
高三拾俵式人扶持	藪田於菟太郎	定役隼	
高三拾俵式人扶持	松本権輔	御手当金式拾七両	前田慎吾
高式拾俵式人扶持	吉村伝右衛門	御手当金拾八両	辻幹三郎
高七拾俵五人扶持	山室精輔		中村兼太郎
高三拾俵三人扶持	立石元三郎	同格同心組頭	
高三拾俵三人扶持	吉村仙太郎	同格同心	
高式拾俵式人扶持	篠森弦蔵	高式拾俵式人扶持	三村段七
高式拾俵式人扶持	渡辺大輔	高式拾俵式人扶持	立広作
高式拾俵式人扶持	村田貞助	一生之内五人扶持	
高式拾俵式人扶持	斎藤弥八郎	高式拾俵式人扶持	志賀浦太郎
御扶持方五人扶持	丸茂謙吉	定役代り	
御扶持方五人扶持	古谷簡一	高三拾俵式人扶持	太田正之助

御扶持方五人扶持	植月順次郎	父高四拾石	稲田吉之丞
御扶持方五人扶持	増井恒三郎	父高百俵式人扶持	平戸新吉
定役無足見習		高八拾石	天野泉次郎
父高式拾七俵斗五升	秋山盛之進	高百俵	小倉源之進
父高式拾俵式人扶持	水谷栄三	父高百五拾俵	荒井好太郎
父高三拾俵式人扶持	門野第太郎	父高式百五拾俵	佐野栄太郎
父高拾式俵壹人扶持	木村次作	父高百五拾俵	三木熊太郎
父高三拾俵三人扶持	宇津木行太郎	式拾五石拾人扶持	安藤平八郎
父高三拾俵式人扶持	中田周三	御手当金式拾七両	馬場貞次
父高式拾俵式人扶持	石渡英五郎	高式百俵	荒木多喜四郎
父高拾式俵壹人扶持	中沢正作	与力	
父高三拾俵式人扶持	山岡誠一郎	高八拾石	早川久五郎
父高拾五俵壹人扶持	小林定吉	通弁御用出役	海老原鏞四郎
父高式拾俵	金井為之輔	御扶持方七人扶持	立広作
同出役無足見習		高式拾俵式人扶持	志賀浦太郎
父高式拾俵式人扶持	川合源六郎	御扶持方三人扶持	鈴木知四郎
手附出役		御手当金三十両	東浦房次郎
御扶持方五人扶持	梨本徳太郎	御手当金十両	南川兵吉
高七拾俵五人扶持	陶山儀三郎	御手当金拾五両	近藤源太郎
高七拾俵五人扶持	戸叶五三郎	御手当金拾五両	稲本小四郎
高三拾俵式人扶持	川口覚蔵	御手当金三十両	千葉弓雄
高七拾俵五人扶持	小林松之助		若山弁次郎
現米拾石	吉村源太郎		鈴木甚五郎
父高三拾俵三人扶持	塚本讓次郎	同心組頭	村田林八
書物御用出役		高式拾俵式人扶持	猿田喜兵衛
父高百五拾俵	石神寛次郎		



高拾五俵壹人半扶持	斎藤助五郎	高拾俵壹人半扶持	小島英吉
高拾貳俵壹人扶持	古谷八十七	高拾俵壹人半扶持	三村平太郎
高拾參俵貳人扶持	神野源助	高三拾俵三人扶持	前田直三郎
高拾肆俵貳人扶持	荻野麻次郎	高拾俵貳人扶持	近野与喜之助
高拾伍俵壹人扶持	太田又一郎	高拾俵壹人半扶持	小田太郎
高拾陸俵貳人扶持	成家藤五郎	高拾壹俵壹人半扶持	小谷野八太郎
高拾柒俵貳人扶持	対馬喜三	高拾拾俵貳人扶持	佐久間元二郎
高拾捌俵貳人扶持	村山嘉多造	高拾拾俵貳人扶持	広田弘二
高拾玖俵貳人扶持	江沢繁之助	高拾貳俵壹人扶持	橋爪鉄太郎
高拾貳俵壹人半扶持	田中文左衛門	高拾拾俵貳人扶持	伊藤忠吉
高拾貳俵壹人扶持	三浦武次郎	高拾拾俵貳人扶持	福沢慎三郎
高拾貳俵壹人扶持	三浦松三郎	高三拾俵貳人扶持	原田録平
高拾貳俵貳人扶持	立広作	高三拾俵貳人扶持	野部清三郎
一生之内五人扶持		高拾拾俵貳人扶持	猿田喜三郎
高三拾俵貳人扶持	杉山三千藏	高拾拾俵貳人扶持	渡辺吉郎
高拾拾俵三人扶持	金子八十八郎	高拾俵壹人半扶持	山本晋之助
高拾俵壹人扶持	細田要助	高拾俵壹人半扶持	高橋真平
高拾五俵壹人半扶持	伊久間市之助	高拾俵壹人半扶持	黒沢祐吉
高拾拾俵貳人扶持	久保常吉	高拾拾俵貳人扶持	石崎久三郎
高拾俵壹人半扶持	寺崎倉吉	高三拾俵貳人扶持	喜多川鶴太郎
高拾俵壹人半扶持	更科義之助	高拾五俵壹人扶持	島田忠次郎
高拾俵壹人半扶持	下宮欽之助	高拾五俵壹人扶持	小林広三郎
高三拾俵三人扶持	岡田金次郎	高拾五俵壹人扶持	鈴木恕輔
高拾拾俵貳人扶持	川久保龜太郎	高拾拾俵貳人扶持	石神道太郎
高拾五俵壹人半扶持	吉村現一郎	高拾四俵壹人扶持	山崎長吉郎
高拾貳俵壹人扶持	近藤録三郎	高拾五俵壹人半扶持	中田孫七
高拾貳俵壹人扶持	山本晋右衛門		鷹巢志兵衛

高拾俵壺人半扶持 宮崎為之丞  
 高拾三俵式人扶持 中村真三  
 高拾五俵壺人半扶持 水田吉五郎  
 高拾式俵壺人扶持 広川信太郎  
 高拾式俵壺人扶持 白鳥武之進  
 高拾式俵壺人扶持 村田兼三郎

同心無足見習

父高拾俵壺人扶持 佐伯多喜二郎  
 父高式拾俵式人扶持 猿田百太郎  
 父高拾式俵壺人扶持 飯田慶輔  
 父高拾式俵壺人扶持 古谷寿太郎  
 父高拾俵壺人半扶持 小島忠之助  
 父高式拾俵式人扶持 川上完次郎  
 父高拾三俵壺人半扶持 松浦信之助  
 父高式拾俵式人扶持 工藤兵太郎  
 父高拾三俵壺人半扶持 斎藤新兵衛  
 父高拾三俵壺人半扶持 名取龍次郎  
 父高式拾俵式人扶持 島崎雄蔵  
 父高拾式俵壺人扶持 山岸豊太郎  
 父高拾俵壺人半扶持 大藤権之助  
 父高拾五俵壺人半扶持 斎藤松太郎

史料3

預り金証書

〔一銭印紙〕

一金五円也

右者復禄請願ニ付諸費用ニ充テ御渡相成、正ニ領収致シ候、就而者実

費遣払明細書ヲ調整シ毎月報告可致候、依テ預り金証書如件

復禄請願委員

明治三十一年五月一日

江沢正勝

復禄請願委員兼現金管理者

大藤友松殿

史料4

預り金証書

〔印紙〕

一金式拾五円也

右者御維新之際箱館奉行杉浦兵庫頭ヨリ函館裁判所ニ引継相成候  
 面々、復禄請願ニ係ル費用トシテ御出金相成、正ニ領収致シ候、就而  
 者願意成功之上、各自分諸費用弁償相成候筈ニ付、其節相当ノ利子ヲ  
 付シ填償方取計可申候、為後日預り金証書仍如件

復禄請願委員惣代

明治三十一年五月一日

柴田直養

江沢正勝

寺崎直治

大藤友松殿

同年六月に江沢が大藤に提出した「函館往復諸費精算」には、東京・  
 青森間往復汽車賃、青森・函館間汽船賃、上野・小島町間往復人力車代、  
 弁当代、茶代、電信代などが細かく記録されている。

また、以下のような書類がある。

史料5

入記

一 属籍更正及復祿請願書

式冊

一 身分証明願

式冊

一同控

壹冊

一 参照書類目録

式冊

一 代島代次郎履歴書

式冊

一 鈴木三治履歴書

式冊

一 木村安衛履歴書

式冊

一 西村利光履歴書

式冊

一 小鷹正和履歴書

式冊

一 寺崎直治履歴書

式冊

一 鈴木国輝復祿請願書類実印入

壹袋

前記載之通り差立候間、改メ御落手可被下候也

十月二十六日

飯田保唯

寺崎直治

小山節三

木村安衛<sup>印</sup>

西村利光

江沢様

大藤様

いずれも委員が東京・函館を往復し、請願参加者をまとめ上げ、必要な資料をそろえるなどの活動を行ったことを示している。

綴られた一七点の中には、同年六月三日付で最後の箱館奉行だった杉浦梅潭（誠）にあてた全四〇名による「身分証明願」があり、自分たちが幕末時に間違いなく幕臣だったことを元上司に証明してもらおうと必死になっていたことがうかがえる。以下がその書類である。

史料6

身分証明願

私共儀

旧幕府箱館奉行支配向之者ニテ 御維新之際慶応四戊辰年閏四月箱館裁判所へ御引継相成、其後民籍へ編入セラレタル者ニ有之候処、今般属籍更正及復祿請願仕候ニ就テハ当時閣下箱館奉行御在職中之義ニ付、身分御証明被成下度、此段奉願候也

旧幕府箱館奉行組足輕

禄高四石式斗式人扶持

青木俊八亡承継人

渡島国松前郡福山枝ケ崎町五番地

明治三十一年六月三日

慶応元年十二月生

(翻刻中略)

旧幕府箱館奉行組同心

禄高式拾俵式人扶持

大藤権左衛門亡承継人

東京市京橋区木挽町二丁目十三番地

大藤友松

安政二年七月廿二日生

旧幕府箱館奉行支配定役元締格

禄高五拾俵三人扶持

柴田弁一郎亡承継人

東京府南多摩郡小宮村西中野三千六拾壹番地

柴田直養

正五位杉浦誠殿

嘉永六年六月八日生



表2 復禄請願運動に参加した元箱館奉行配下の旧幕臣の職業

氏名	職業	生年	居住地	旧幕時代の職名
大関久太郎 (源左衛門承継人)	仲買商	安政6年	渡島国函館区豊川町	足輕
服部民治 (四平承継人)	紙商	慶応元年	渡島国函館区恵比寿町	足輕
小島一明 (安之助承継人)	雜業	明治15年	渡島国函館区船見町	足輕
松林芳高 (兵九郎)	小問物商	天保元年	渡島国函館区春日町	足輕
西村利清 (清八郎)	仲買商	天保4年	根室国根室花咲町	足輕
森口マン (永吉継承人)	旅人宿営業	天保3年	渡島国函館区春日町	足輕
蛭子葎次郎	荒物商	天保3年	渡島国函館区駒止町	足輕
山川重吉郎	書画商	天保14年	渡島国函館区会所町	足輕
飯田保唯 (保太郎)	漁業	嘉永3年	渡島国函館区住吉町	足輕
木村安衛 (朝太郎)	漁業	天保12年	渡島国亀田郡志苔村	足輕
西村利光 (伝九郎)	漁業	天保9年	渡島国函館区相生町	足輕
広田サキ (弘二承継人)	呉服商	安政2年	渡島国函館区蓬萊町	同心
石崎広 (栄之進承継人)	農業	文久元年	渡島国上磯郡泉沢村	同心
青木理一郎 (俊八承継人)	陶器商	慶応元年	渡島国松前郡福山枝ヶ崎町	足輕
高島晴信 (甚五郎)	漁業	弘化元年	石狩国石狩郡弁天町	足輕
守田嘉富 (森田長十郎)	鉄物商	天保7年	後志国寿都郡大磯町	足輕
小鷹正和 (直吉)	農業	弘化4年	渡島国亀田郡七飯村	足輕
江守クラ (秀三承継人)	呉袋職	慶応3年	渡島国函館区恵比寿町	足輕
鈴木嘉祥 (助蔵承継人)	農業	明治3年	渡島国亀田郡市渡村	足輕
井田倭吉 (幸吉)	写真業	弘化3年	渡島国函館区相生町	足輕
高島キヨ (勇蔵継承人)	無職業	明治16年	渡島国函館区東川町	足輕
神馬正司	荒物商	文政8年	渡島国函館区高砂町	足輕
高島友成 (織兵衛承継人)	無職業	明治13年	渡島国函館区東川町	足輕
中村昌吉	産物販売商	嘉永2年	渡島国函館区恵比寿町	足輕
合田耕之助 (幸平承継人)	漁業	文久2年	後志国色枝郡永豊村	足輕
北野広 (直左衛門承継人)	農業	安政5年	渡島国亀田郡鍛冶村	足輕
古谷寿 (八十七承継人)	鶴岡学校通勤	嘉永2年	渡島国函館区鶴岡町	同心
鈴木三治 (三右衛門承継人)	漁業	天保12年	後志国寿都郡湯別村	足輕小頭
猿田ソヨ (幾一郎承継人)	裁縫職	慶応元年	渡島国函館区青柳町	同心
寺崎直治 (源五郎承継人)	水産陳列所博物館看守	嘉永元年	渡島国函館区青柳町	同心
天野起山 (徳三郎承継人)	雜業	明治13年	後志国瀬棚郡島歌村	同心
西山豊太 (源吉承継人)	郡役所雇 北海道庁属	文久3年	渡島国上磯郡上磯村	同心組頭格
門野豊秋 (泉蔵承継人)	糸商	天保13年	石狩国札幌郡南三条西	定役
代島代次郎 (剛平承継人)	米商	安政3年	渡島国函館区曙町	定役
角田忠之助 (忠四郎承継人)	郡役所雇 北海道庁亀田支庁雇	慶応3年	渡島国飛田郡市渡村	足輕
鈴木伴一 (勘兵衛承継人)	旅人宿業	嘉永6年	後志国小樽郡新富町	定役
大藤友松 (権左衛門承継人)	鋳物業	安政2年	東京市京橋区木挽町	同心
柴田直養 (弁一郎承継人)	商家通勤	嘉永6年	東京府南多摩郡小宮村	定役元締格

江沢正勝文書より作成

右事実相違無之二付証明候也

正五位杉浦誠

この身分証明願に署名した四〇名(当人か先代)の旧幕時代の職名による内訳は、足軽が二五名、足軽小頭が三名、同心が七名、同心組頭格が一名、定役が三名、定役元締格が一名である。現住所では、北海道が三八名、東京が二名である。先述の通り東京在住の二名、すなわち大藤友松と柴田直養は請願委員だった。

また表は、江沢が残した綴りの中にあつた請願運動に加わつたと思われる三八名の名簿から作成した、氏名・職業の一覧である。旧幕時代の職名は身分証明願(署名者四〇名)に記された肩書を付け加えた。官吏だったのはごく少数であり、ほとんどが民間で商工業や農漁業に従事していた。東京在住は二名のみ、あとは北海道に住んでおり、中でも旧幕時代の勤務地だった函館が多かった。また、旧幕時代に職を奉じていた当事者は一三名のみで、他はその承継者(子どもや未亡人であろう)であり、当然ながら年齢的には若かった。

右の四〇名にも三八名にも江沢の名がないのは、他の者たちが平民だったのに対し、彼は「開拓使貫属卒」を経て「東京府士族」の身分を獲得しており、「属籍更正」には無関係だったからだろう。

他に江沢家文書には、江沢単独で提出された同年八月時点の東京府知事あて「家禄追給願進達方願」、大蔵大臣あて「家禄追給願」、同年一月時点での東京府知事あて「属籍更正及復禄請願書」なども草稿が残されている。集団での運動を進めるとともに、江沢個人での書類が作成・提出されたのは、手続き上必要だったのか、それとも彼だけが士族だったからか。うち一点は以下のような内容である。

史料7

家禄追給願書進達方願

客歳十月御発布相成候法律第五十号ニ依リ家禄追給之義大蔵大臣へ出願仕度候間、別紙願書御進達被成下度、此段奉願候也

東京市浅草区小島町壱番地

明治三十一年八月十五日

東京府士族 江沢正勝

東京府知事肥塚龍殿

家禄追給願

旧幕府箱館奉行組同心

東京市浅草区小島町壱番地

元禄式拾俵式人扶持

東京府士族 江沢正勝

嘉永二乙酉年十一月生

廢通称繁之助

右者旧幕府箱館奉行組同心ニテ頭書ノ通禄高宛行ハレ箱館ニ勤務罷在候処、箱館奉行杉浦兵庫頭在勤中 皇政御復古ニ付慶応四戊辰年、即チ明治元年、閏四月函館府裁判所ヲ置カレ総督侍従清水谷公考殿下向ノ際論達ノ旨趣ヲ遵奉シ該裁判所へ引継相成勤務罷在候処、同年十月徳川脱藩襲撃之砌、右清水谷侍従ニ随従、陸奥国青森ニ退去、軍務ニ従事致シ、翌明治二己巳年五月函館恢復ノ後引統同府ニ奉職中、同年九月更ニ開拓使ヲ置カレ猶勤続罷在候際、明治三庚午年正月同使へ属籍及家禄ノ義請願仕候処、同四辛未年二月開拓使貫属卒ニ加ヘラレ現米老石八斗下賜相成、右ハ明治三庚午年十一月廿日御布告第二項ニ依リ減禄ノ上、庚午年分ヨリ給与セラレ、同六年四月十日更ニ開拓使貫属士族ニ加ヘラレ、明治五壬申年正月廿九日第百二十九号御布告ニ依ル、同九年八月五日第百八号御布告公債ノ御処分ニ依リ家禄十四ケ年分金百拾参円下付相成候義ニ御座候、然ル処、明治三十年十月法律第五拾号御布告ニ付テハ明治元年ヨリ同二年マテ二ケ年分ハ元禄額、明

治三年ヨリ同九年迄七ヶ年分ハ元禄額ニ対シ不足ノ分及減禄額ヲ以テ公債ノ御処分相成タル差額共併テ追給之御処分被成下度、別紙証摺書類相添、此段奉願候也

明治三十一年八月十五日

右 江沢正勝

大蔵大臣松田正久殿

辞令之写

江沢正勝

現米壹石八斗

右之通被宛行、卒ニ差加候事

明治四年辛未二月 「北海道開拓使印」

江沢正勝

一現米壹石八斗

右為家禄下賜、可為当使貫属士族事

明治六年四月十日 「開拓使印」

右之通相違無之候也

明治三十一年八月十五日

江沢正勝

元禄及身分証明願

旧幕府箱館奉行組同心

東京市浅草区小島町壹番地

元禄式拾俵式人扶持

東京府士族 江沢正勝

嘉永二乙酉年十月生

廢通称繁之助

右者旧幕府箱館奉行組同心ニテ頭書之通禄高宛行ハレ勤務罷在候処御維新ノ際、慶応四戊辰年閏四月函館府裁判所ヘ引継相成、明治四辛未年二月開拓使貫属卒ニ加ヘラレ現米壹石八斗下賜相成候ニ付テハ明治三十年十月第五十号法律ニ基キ元禄額ニ対シ不足ノ分下賜ノ儀、今般大蔵大臣ヘ出願仕度候間、右引継ノ当時閣下箱館奉行御在職中之義

ニ付、元禄并身分御証明被成下度、此段奉願候也

明治三十一年五月

右 江沢正勝<sup>⑧</sup>

正五位杉浦誠殿

右事実相違無之ニ付証明候也

正五位杉浦誠（杉浦誠）

（以下、旧戸籍謄本御下付願・戸籍証明願は翻刻省略）

右によれば江沢は、四年二月に開拓使貫属卒に加えられた後、六年（一八七三）四月には同貫属士族に列せられたことがわかる。それは、世襲の卒は士族に編入するという、五年一月二九日付の布告にもとづく措置だった。

貴族院では大藤以下三七名（なぜか四〇名でも三八名でもない）による請願を認め、以下のような議決がなされている。

史料⑧

属籍更正及復禄ノ件

東京市京橋区木挽町平民大藤友松外三十六名呈出

右ノ請願ハ請願人等旧幕府箱館奉行支配ノ者ニシテ給禄ヲ受ケ箱館並蝦夷各地樺太等ニ勤務中明治元年閏四月箱館裁判所ヘ引継カレ爾後各々其ノ事ニ従ヘルヲ以テ士族ニ列シ家禄ヲ給セラルヘキ者ナルニ同年十月徳川脱藩襲来シ騒擾ノ為メ属籍及家禄等ノ恩典ニ浴スル能ハス遂ニ民籍ニ降サレタレハ其ノ属籍ヲ更正士族ニ編入シ併セテ家禄ヲ復給セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大体ハ採択スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治三十一年十二月廿三日

貴族院議長公爵近衛篤磨

内閣総理大臣侯爵山県有朋殿<sup>⑨</sup>

先に紹介した中であつたように、江沢の請願は明治三六年（一九〇三）にも不採択となつていた。江沢家文書には、三八年（一九〇五）九月二八日付で大蔵大臣から出された「願意採用シ難シ」との指令が残されておおり、結局、長年にわたつて続けられた請願運動は実を結ばなかつたことがわかる。以下に掲げる「臨時秩禄処分調査局」の罫紙に記されたものがその指令である。

史料9

指令秩第九三二〇六号

東京市浅草区小島町一番地

江沢正勝

（付箋）「千葉県長生郡東村大字芝原一四五三番地

江沢正勝

明治三十一年十一月十七日届出」

右明治三十年法律第五十号家禄賞典禄処分法ニ基キ永世家禄给与ノ件出願ノ処、請願人カ家禄ナリト称スル従前ノ給米ハ維新後消滅ニ帰シ、更ニ明治三十一年十一月二十日ノ達ニ拠リ禄処分ヲ受ケタルモノニシテ不足額ナキヲ以テ願意採用シ難シ

明治三十八年九月廿八日

大蔵大臣男爵曾禰荒助印

貴族院で議決されながら大蔵大臣が採用しなかつたというのは、議員たちは総体的に請願者に同情的だった一方、大蔵省は所管官庁としてあくまで厳正中立な姿勢を貫いたということであろう。

ともに請願運動に取り組んだ仲間たちも同様の結果だったのである。特に平民となつてきた者たちは悲願の士族身分を回復することすらかなわなかつたのである。

江沢正勝は明治三六年（一九〇三）九月七日に五五歳で没しているが、生前にはこの結果を知ることにはなかつたのであろう。

おわりに

復禄請願運動を行つた旧幕臣たちの全体像について可能な限り概観するとともに、請願者とその運動の実態について検討した。まとめると以下のような諸点を指摘できる。

復禄請願という行動に走つた背景には、士族の没落という大状況の中で発生した、直接的な経済的困窮や金銭的な欲望があつたと思われる。しかし、確認することができた史料では、そのことを端的に示す内容まではなかつた。

目先の利害ともいふべき経済的理由以外にも、明治三〇年（一八九七）家禄賞典禄処分法の発布を受け、多くの士族たちが我も我もと復禄請願運動に加わつたのは、社会的・経済的に高い地位を獲得した一部の者たちに対し自分たちは不当に貶められているという格差に対する自覚、すなわち明治以降に生まれた近代的な権利意識の高まりがある反面、家格・身分という「過去の栄光」を再確認し、失われた名誉を回復したいという強い意識があつたと思われる。維新の敗者であつた旧幕臣の場合、明治初年にたまたよつていた一種の喪失感や諦めから、明治国家の建設に自らも寄与したのだという自覚と自信へと転じたことが大きかつたかもしれない。

ただし、彼らの請願のほとんどは却下された。臨時秩禄処分調査局が明治三八年（一九〇五）に廃止されるまで審査が続けられたが、一万余件・約二十九万人分の請願のうち認定されたのは一〇八件・三九〇六人分にすぎなかつた<sup>(70)</sup>。それは請願の根柢が薄弱だつたほか、意図的かそうでなかつたかは別にして虚偽申告すらあつたからである。資料も曖昧で、

証拠不十分の例も多かった。当事者が死去し息子の代へと世代交代が進んでいったことで、父の世代の詳しい事情や幕府時代の身分制度の実態を知らなかったこと、維新後の禄制改革や秩禄処分に対する理解不足、法令に関する無知なども大きな理由だったろう。維新から三〇年以上が経過し、自家の歴史や父祖の履歴に対する忘却が進むとともに、資料の滅失などが進行していたのである。特に武士と庶民の中間的存在、すなわち身分的周縁にいた者たちにその傾向が顕著であり、幕府という巨大組織への帰属意識と制度の実態とが食い違っていたことを示す。

しかし、旧幕臣・旧幕府関係者による復禄請願書の数々は、足軽・地役人や御用達商人・職人・芸能者など、狭義の旗本・御家人以外の「幕府に連なる人々」をも含め、幕府の職制や身分に関する多様で広範なテーマを提示する歴史資料としての意味を含有し、後世の私たちには研究上の少なからぬヒントを与えてくれたといえる。それは全国諸藩の場合においても同じことが言えるはずである。

註

- (1) 深谷博治『華士族秩禄処分の研究』（一九四一年、高山書院）、千田稔『維新政権の秩禄処分―天皇制と廃藩置県―』（一九七九年、開明書院）、落合弘樹「帝國議会における秩禄処分問題―家禄賞典秩禄処分法制定をめぐる―」（『人文学報』第七三号、一九九四年、後に同人『明治国家と士族』（二〇〇一年、吉川弘文館）に収録）など。
- (2) 「公文類纂 明治三十六年 第三十八卷 大蔵省二十五・大蔵省二十五（家禄賞典秩禄処分二十二）」（国立公文書館所蔵、公文類纂は以下すべて同館蔵）。
- (3) 「公文類纂 明治三十六年 第三十四卷 大蔵省二十一・大蔵省二十一（家禄賞典秩禄処分十八）」。
- (4) 「公文類纂 明治三十八年 第四十四卷 大蔵省二十八・大蔵省二十八（家禄賞典秩禄処分二十七）」。
- (5) 「公文類纂 明治三十六年 第三十三卷 大蔵省二十・大蔵省二十（家禄賞典秩禄処分十七）」。
- (6) 福田の履歴については、拙著『幕臣福田重固・高島茂徳兄弟』（二〇〇六年、

私家版）など。

- (7) 「公文類纂 明治三十六年 第三十卷 大蔵省十七・大蔵省十七（家禄賞典秩禄処分十四）」。
- (8) 布施鉉吉郎については、拙稿「まほろしの清水海軍学校」（『清見潟』第一八号、清水郷土史研究会、二〇〇九年、一四頁）などで言及した。
- (9) 「公文類纂 明治三十六年 第三十九卷 大蔵省二十六・大蔵省二十六（家禄賞典秩禄処分二十三）」。
- (10) 「公文類纂 明治三十八年 第十八卷 大蔵省二・大蔵省二（家禄賞典秩禄処分一）」。
- (11) 前掲『維新政権の秩禄処分』、二二六頁の第9表、三〇三頁の第13表の1。
- (12) 「公文類纂 明治三十八年 第十八卷 大蔵省二・大蔵省二（家禄賞典秩禄処分一）」。
- (13) 「公文類纂 明治三十六年 第十九卷 大蔵省六・大蔵省六（家禄賞典秩禄処分三三）」。
- (14) 「公文類纂 明治三十七年 第十九卷 大蔵省六・大蔵省六（家禄賞典秩禄処分五）」。
- (15) 「公文類纂 明治三十六年 第三十卷 大蔵省十七・大蔵省十七（家禄賞典秩禄処分十四）」。
- (16) 『明治初期静岡県史料』第一卷（一九六七年、静岡県立中央図書館蔵文庫）、四五～四七頁。
- (17) 「公文類纂 明治三十七年 第二十卷 大蔵省七・大蔵省七（家禄賞典秩禄処分六）」。
- (18) 『彰義隊の履歴書―「彰義隊士身上書上」の翻刻―』（二〇〇七年、荒川区立荒川ふるさと文化館）、一五頁。
- (19) 「公文類纂 明治三十六年 第三十五卷 大蔵省二十二・大蔵省二十二（家禄賞典秩禄処分十九）」。
- (20) 塩谷敏郎については、拙稿「脱走旧幕府軍兵士の戊辰戦記―塩谷敏郎（戊辰ノ変夢之棧奥羽日記）の翻刻―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一五〇集、二〇〇九年）。
- (21) 「公文類纂 明治三十七年 第十八卷 大蔵省五・大蔵省五（家禄賞典秩禄処分四）」。
- (22) 同前。
- (23) 「公文類纂 明治三十七年 第十六卷 大蔵省三・大蔵省三（家禄賞典秩禄処分二）」、「公文類纂 明治三十六年 第三十卷 大蔵省十七・大蔵省十七（家禄賞典秩禄処分十四）」、「公文類纂 明治三十六年 第二十六卷 大蔵省十三・大蔵省十三（家禄賞典秩禄処分十）」、「公文類纂 明治三十八年 第二十卷 大蔵省四・

- 大蔵省四（家禄賞典禄処分三）、「公文類纂 明治三十八年 第四十三卷 大蔵省二十七・大蔵省二十七（家禄賞典禄処分二十六）」、「公文類纂 明治三十五年 第四十三卷 大蔵省二十・大蔵省二十（家禄賞典禄処分十七）」。
- (24) 「公文類纂 明治三十六年 第二十八卷 大蔵省十五・大蔵省十五（家禄賞典禄処分十二）」、「公文類纂 明治三十六年 第三十二卷 大蔵省十九・大蔵省十九（家禄賞典禄処分十六）」、「公文類纂 明治三十六年 第三十九卷 大蔵省二十六・大蔵省二十六（家禄賞典禄処分二十三）」、「公文類纂 明治三十六年 第四十一卷 大蔵省二十八・大蔵省二十八（家禄賞典禄処分二十五）」、「公文類纂 明治三十八年 第三十三卷 大蔵省十七・大蔵省十七（家禄賞典禄処分十六）」、「公文類纂 明治三十八年 第四十卷 大蔵省二十四・大蔵省二十四（家禄賞典禄処分二十三）」。
- (25) 野口正久「八王子千人隊の士族復帰について」（『法政史学』第二十九号、一九七七年）。
- (26) 「公文類纂 明治三十八年 第三十卷 大蔵省十四・大蔵省十四（家禄賞典禄処分十三）」。
- (27) 「公文類纂 明治三十八年 第二十卷 大蔵省四・大蔵省四（家禄賞典禄処分三）」。
- (28) 「公文類纂 明治三十六年 第二十三卷 大蔵省十・大蔵省十（家禄賞典禄処分七）」。
- (29) 前掲『明治前期財政経済史料集成』第八卷、三三六頁。
- (30) 「公文類纂 明治三十六年 第三十七卷 大蔵省二十四・大蔵省二十四（家禄賞典禄処分二十一）」。
- (31) 明治二年刊の『沼津御役人附』、三年刊の『静岡御役人附』。
- (32) 「久能山叢書」第五編（一九八一年、久能山東照宮社務所、三三三頁）。
- (33) たとえば静岡藩士となった旧幕府能楽者には観世清孝・観世元規らがいた（前田匡一郎『駿遠へ移住した徳川家臣団』第三編、一九九七年、私家版、二三三頁）。
- (34) 「公文類纂 明治三十六年 第三十八卷 大蔵省二十五・大蔵省二十五（家禄賞典禄処分二十二）」。
- (35) 『江戸幕臣人名事典』第一卷（一九八九年、新人物往来社）、二三二頁。
- (36) 前掲『明治前期財政経済史料集成』第八卷、一四一～一四三頁。
- (37) 「公文類纂 明治三十六年 第三十八卷 大蔵省二十五・大蔵省二十五（家禄賞典禄処分二十二）」。
- (38) 「公文類纂 明治三十七年 第二十卷 大蔵省七・大蔵省七（家禄賞典禄処分六）」。
- (39) 「公文類纂 明治三十七年 第十八卷 大蔵省五・大蔵省五（家禄賞典禄処分四）」。
- (40) 村上直、荒川秀俊編『江戸幕府代官史料―県令集覧―』（一九七五年、吉川弘文館、四〇五頁）には堤方役の一人として「森川栄次郎」の名が見出せる。
- (41) 『明治年間法令全書』第三卷（一九七四年、原書房）、五一九～五二〇頁。
- (42) 「公文類纂 明治三十七年 第十八卷 大蔵省五・大蔵省五（家禄賞典禄処分四）」。
- (43) 山口稔「富士石川氏史」（一九七八年、石川龍胆舎）、一三七頁。石川孫四郎政敷については、同書（二七三～二七七頁、一六七頁）のほか、拙著『沼津兵学校の研究』（二〇〇七年、吉川弘文館、三七七頁）でも言及。
- (44) 拙稿「史料紹介 山本鈴木家文書中の静岡藩御用留沼津兵学校関係史料を中心に」（『崑山町史の栞』第一四集、一九九〇年、崑山町）、七頁。
- (45) 平野三郎右衛門家は、一七世紀から一八世紀初めにかけて遠江国で代官をつとめた（徳川幕府全代官人名辞典、二〇一五年、東京堂出版、三九七～三九九頁）。
- (46) 「公文類纂 明治三十六年 第三十二卷 大蔵省十九・大蔵省十九（家禄賞典禄処分十六）」。
- (47) 「公文類纂 明治三十八年 第三十八卷 大蔵省二十二・大蔵省二十二（家禄賞典禄処分二十一）」。
- (48) 「公文類纂 明治三十六年 第三十五卷 大蔵省二十二・大蔵省二十二（家禄賞典禄処分十九）」。
- (49) 「公文類纂 明治三十六年 第二十二卷 大蔵省九・大蔵省九（家禄賞典禄処分六）」。
- (50) 「公文類纂 明治三十八年 第三十八卷 大蔵省二十二・大蔵省二十二（家禄賞典禄処分二十一）」。
- (51) 前掲『明治前期財政経済史料集成』第八卷、三三四頁。
- (52) 「公文類纂 明治三十六年 第三十一卷 大蔵省十八・大蔵省十八（家禄賞典禄処分十五）」。
- (53) 『福井県南條郡誌』（一九三四年、南條郡教育会、一九七二年復刻、名著出版）、八三〇頁。
- (54) 「公文類纂 明治三十八年 第二十八卷 大蔵省十二・大蔵省十二（家禄賞典禄処分十二）」。
- (55) 前掲『駿遠へ移住した徳川家臣団』第三編、一八二～一八三頁。
- (56) 「公文類纂 明治三十六年 第二十九卷 大蔵省十六・大蔵省十六（家禄賞典禄処分十三）」。
- (57) 「公文類纂 明治三十六年 第十八卷 大蔵省五・大蔵省五（家禄賞典禄処分一）」。
- (58) 前掲『江戸幕臣人名事典』第一卷、一八六頁。
- (59) 已七月「西浦奥地見取絵図差上候書付」（北海道立文書館所蔵「御用留 北蝦

- 夷地仕出之部 安政四巳年三月」所収)。
- (60) 「北蝦夷地御用留 安政三年辰三月」(北海道立文書館所蔵) 所収。
- (61) 同前所収、安政四年七月「北地話役々増人数之儀ニ付相願候書付」。
- (62) 「御用留 安政七庚申年」(北海道立文書館所蔵) 所収。
- (63) 「第一種 秘書 転免履歴 冊ノ十三」(東京都公文書館所蔵)。
- (64) 門松秀樹『開拓使と幕臣』(二〇〇九年、慶應義塾大学出版会)、二〇八頁、二二二頁。
- (65) 前掲『開拓使と幕臣』、二一〇頁。
- (66) 「明治四辛未年十二月 官員明細短冊」(北海道立文書館所蔵) に含まれる門野豊秋・中川直珍・有田信安・山本希作(賢)・川合清蔵(寛教)・有田鑑蔵(信)・飯高三郎(政胤)・古谷八十七(重利)・林敬三郎(巨伸)・古谷寿太郎(吉孝・寿)。  
なお、明治六年(一八七三)三月、中川直弥(珍か)以下五名の静岡県復籍は不許可となっている(前掲『明治初期静岡県史料』第一卷、四六頁)。
- (67) 「私事願伺届 六ノ内四 明治四年辛未自六月至八月」、「願伺届録 第貳号ノ一 明治十年七月」(ともに北海道立文書館所蔵)。
- (68) 『東京朝日新聞』明治三〇年一月二日(復刻版・明治編57、一九九四年、日本図書センター、六四頁)。柴田直養は、箱館戦争時に止むを得ず旧幕府軍に協力することになってしまい朝臣になれなかった元箱館奉行支配定役元締格柴田弁一郎の承継人だったため、平民籍だったはずである(前掲『開拓使と幕臣』、二〇四頁)。
- (69) 「公文類纂 明治三十二年 第三十三卷 帝國議會 第十三回六」(国立公文書館所蔵)。
- (70) 前掲『帝國議會における秩禄処分問題』、一九三頁。

樋口雄彦 (国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇二〇年四月九日受付、二〇二〇年八月二〇日審査終了)